

朝鮮人従軍慰安婦問題

資料集Ⅲ

補償を求める裁判闘争支援のために

朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会

目 次

発刊にあたって	1
講演 「朝鮮人従軍慰安婦」～証言から明らかにされた実態	2
尹貞玉韓国挺身隊問題対策協議会共同代表 (1992年3月29日 アムネスティ野路菊主催講演会)	
寄稿 「いま、なぜ戦後補償なのか」	16
—— ユ・ホジョンさんの死を悼んで —— 臼杵敬子「日本の戦後責任をハッキリさせる会」代表	
証言 元軍隊慰安婦10人、聞き取り調査報告	21
(ハッキリニュース6、7、8号より)	
講演 「戦後補償問題とは」	41
金敬得弁護士 (1991年12月8日 在日韓国青年連合主催集会)	
資料 国内紙	61
日本紙	64

(表紙題字 康 秀峰)

発刊にあたって

1991年1月14日、日本政府はようやく公式謝罪しました。

しかし、補償問題については「日韓条約で解決済み」「補償に代わる措置」「裁判の行方を見守る」と繰り返すのみです。

戦争当時の「人道的犯罪」に対する反省のかけらもなく、今回の裁判では日本政府が被告であるにもかかわらず「裁判の行方を見守る」と傍観者の態度に終始し、加害者としての認識が欠落しています。

「筆舌に尽くしがたい辛苦をなめられた方々に衷心よりお詫びし、反省した」結果が、70件余りの調査報告というお粗末なもので、徹底究明とはほど遠い内容です。

韓国では100名余りの女性たちが名乗り出て、事実を告発し、補償を求めるなど、果敢な闘いが繰り広げられています。国連人権委員会では、調査勧告が採択され、国連が調査に乗り出す可能性が高まってきました。

私たちは、日本の地で朝鮮人従軍慰安婦問題を自らの問題とし、真の謝罪、真の補償を求め、元従軍慰安婦を含める戦後補償要求裁判闘争を支援します。

1992年6月1日の第1回口頭弁論を迎えるにあたり、ますます私たちの真相究明を求める声、真の謝罪と補償を求める声の高揚が求められます。

この資料集は朝鮮人従軍慰安婦の戦後補償を求める裁判支援のため、作成し、収益を全額裁判支援金とします。

一人でも多くの方が問題意識を共有し、裁判闘争に支援協力して頂けますよう、お願いします。

1992年6月1日

朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会

「朝鮮人従軍慰安婦」～証言から明らかにされた実態

—— 講演 尹貞玉韓国挺身隊問題対策協議会共同代表

まず、この機会をつくっていただいた神戸のアムネスティの皆様には感謝いたします。そして、今日は日曜日ですのにテレビなんか御覧にならないで、こんなにたくさんいらして下さってありがとうございます。

私の考えでは、挺身隊の問題は今からだと思います。なぜなら、90年の10月、私たちは初めて日本と韓国の政府に公開書簡を出しましたが、その反応は日本から全くありませんでした。それが、今年の1月に宮沢首相が訪韓することが契機になって、その時まで慰安婦の事実を日本政府は認めようとしませんでした。91年1月11日、防衛庁から資料が発見されて認めるようになりました。しかし、認めていますけれども慰安婦個人の補償は、政府間で特別に問題にすることはできないような形で、「裁判の結果を待つ」とか「見舞い金」、「救援金」とかいう言葉も出ていますけれども、「贖罪金」ならまだしも「救援金」などというものは、私たちはいたしません。補償を私たちが要求し



ているのは、日本が衷心から過去に犯した国家的犯罪を反省するという表現としての補償です。そして二度とこんなことはないようにするようという思いで、去年の金学順ハルモニの訪日、2月28日の2人の慰安婦が訪日したと思いますが、どのような金額で奪われた夢が帰ってくることができますか。あの方たちが望んでいるのは衷心からの反省です。そしてこれからは本当にいいお隣になって、韓国と日本がお互いに助け合い、思い合って、アジアで美しい新しい歴史をひらこうじゃないかという私たちの心なんです。ですからもう一度言いますが、従軍慰安婦問題は今からだと私たちは思うのです。

挺身隊申告電話に194名が申告！

そして一番初めに皆様と一緒に考えたい問題は、宮沢首相の訪韓を契機に

して私たちの協議会に名乗って出られた方たちの証言で、ちょっと整理したものを一緒に考えてみたいと思います。これは1月14日から3月2日までの申告者を整理したものです。私が3月5日に日本にきていますから、3月5日以降にも申告者はまだいらっしゃると思います。これは慰安婦だけではなくて挺身隊まで含んでいますけれども、全体の申告者は194人です。私たちの想像を上回りました。その中で勤労挺身隊が86人、慰安婦が68人です。そして行方不明の方が40人、合計194人です。ここでは、他の方たちよりも慰安婦の方たちの方に私たちは関心がありますから、慰安婦だけ統計を出してみました。慰安婦68人のうちで今生きていらっしゃる方は41人です。亡くなった方が27人。合計68人です。この方たちが働いたといいましょうか、いらした慰安所は中国の東北満州が32%です。そして次が台湾14%、サイパン、大阪、太平洋の島々、シンガポール、中国のタイカチン、このタイカチンというのは慰安婦が発音したそのまま漢字でわかりませんでしたのでそのままタイカチンと書きましたが、それぞれ7%です。その次が九州、名古屋、南京、北海道、中国の天津がそれぞれ4%になりました。

次は慰安婦たちが連れられて行った年です。1938年から40年までが40%です。次が一番多くて41年から43年までが45%になります。44年から45年が15%、そして、この他に私個人に電話やお手紙を下された方ですが、この中で1922年に1人が北海道に連れていかれました。これは私が北海道に調査に行ったときに分かるようになったことですが、北海道は1910年、私たちの国が日本の植民地になった前後から、男性が労働者として、女性が慰安婦の形ですでに連れていかれています。そのちょっと前に日露戦争で日本が勝ちましたので、シベリアの南の方の伐採権とその沿岸の漁業権を獲得しました。そこでも労働力が必要でしたので朝鮮の男性が色々の形で連れていかれましたし、それに比例して朝鮮の若い女性たちが又連れていかれました。皆様も御存じだと思いますけれども、立待岬という岬が函館にあります、そこでは騙された女性たちがお母さんを呼びながら海に身を投げました。私を案内して下さった方の説明によりますと、その絶壁の近所の人たちの耳には、今もその絶壁に砕く水の音が、「オモニ～、オモニ～」と、その娘たちが海に飛び降りたときにお母さんと呼んだらしいのですが、その波の砕ける音が韓国語で「オモニ、オモニ」と今も聞こえるそうです。その次が、1934年に1人、35年に1人、これは、私に電話とかお手紙を下された方です。これよりもっとあるに違いありません。

14才から17才の女性が80%

そして、次に何才の時に連れていかれたのかと言いますと、15才から18才が80%になります。これが圧倒的に多いです。これは数え年です。するとこれは、14才から17才ということになります。19才から24才が20%になります。ですから少なくとも68人が15才から24才の時に連れていかれたということになります。今生きていらっしゃる年は、64才から73才までが40%、74才以上が40%になっています。

次は、申告して下さった方たちの話を部類に分けて考えてみました。どんな動機でどのようにして連れて行かれたのかということになりますと、三種類に分けられます。第一は、少なくとも自分の足で行きました。それはお金が儲かるというんです。一番多いのが軍隊の食堂で働く、二番目は看護婦の助手になるということでした。次は暴力です。むりやりに引っ張られましたけれども、68人の中には三種類ありまして、家にいるとき、道端で、それから田畑で引っ張られました。最後には、これはちょっと特殊になりますが、父が徴用に連れていかれるようになって娘が代わりに志願したんです。

次は途中でどんなものを食べさせられたのかということになりますと、米と麦だけで作った握り飯、二番目はこれよりはちょっといい食事だったらしいですけれども一日に一回だけ与えられたということ、それから三番目は弁当です。この時は九州のどこかに着くまでの旅行中のことですが一旦九州に着いてからは待遇が違ってきた、悪くなったということです。

慰安所はどんな所だったのか、建物のことですが、この弁当を与えられたある娘の時は立派な民家だったそうです。次は中国のケイシンになりますが倉庫みたいな所をむしろで仕切りをしていたということ。オテサンという所は馬小屋で薄い仕切りをしていた。民家でも馬小屋でも、一人の娘を入れる部屋の大きさは大体三畳ぐらいだったらしいです。ここに入れられたら外出は禁物でした。その外出というのは家の外ではなくて入れられたその部屋からも出られなかった。出られるのはトイレに行く時だけ、だいたいそうです。例外もあるはずですが。ここでオテサンの時は、食堂だけはちょっと大きな別の新しい部屋だったけれど、食事の時間はたったの10分でした。

慰安婦に加えられた罵声、体罰、拷問

次は体罰になりますが、殴られたのは例外なく経験がありました。殴ったり蹴ったりしました。それに加えて軍刀で突きさされたということです。そ

の傷跡が今も残っている方があります。

次は拷問です。水を飲ませたり、焼きごてを背中に当てたりしました。その体罰が余りひどくて死んだ場合もあります。気絶したケースもあります。日本に2月28日にいらした沈美子さんは、韓国のどこかで気絶して気が付いたら九州だったそうです。

次は検診とコンドームの採用ですが、大体の場合は検診が週に一度ありました。徹底的に実践したらしいです。コンドームも命令で使用させようとしたけれども軍人によっては使用しなかった人もいたらしいです。さっき話した九州の民家だった慰安所では、検診もコンドームの採用もなかったということです。ここはお客が全部将校だったということです。さっき話したように、命令でしたけれどもたくさんの軍人がコンドームの着用をしなかったのも、若い未婚の娘たちが性病をうつされて「606」という注射を打たれました。それはある程度過ぎますと子供が持てないということでした。帰ってきた慰安婦たちは大部分は一人でいらっしゃいますが、たまには結婚した方たちも子供が持てない場合が大部分です。

慰安の代価はほとんどが軍票

では、この慰安の代価、ちょっと表現がおかしいですけども、代価として何をもらったのかということになりますと、一番多いのは軍票です。次に沖縄などでは、現金をもらいました。たまには驚くほどの高額をもらっている慰安婦もいらっしゃいました。何故なら、沖縄では強制連行された朝鮮人の軍夫たちの相手をさせられた慰安婦たちもいらっしゃいます。その軍夫たちは賃金を貰わなかった方たちが大部分ですけど、貰った方たちもたまにはいらっしゃいます。その方たちはお金を使う所がなかったということです。そして同胞の女性たちですから、自分が持っているお金を全部渡したということでした。

そして時間はいつだったか、ということになりますと、午前中は一般の軍人、午後が下士官、夕方からが将校、日本の慰安婦がいない場合です。夜も将校達は泊まることが出来ました。けれども、九州にいた将校クラブでは午前中は誰もいません、将校だけですから午後から始まって晩まで将校が思うように、いつでもできたいです。日本の慰安婦と朝鮮の慰安婦はどんなに違う軍人相手をさせられたかといいますと、元々は日本の女性たちは「売春」が職業だった方ばかりでした。だからその方たちの中で強制的に連れてこられた方がいらっしゃるとすれば、それは例外です。職業が「売春」でし

たけれども本人が望まないときは連れて行かないのが原則でした。現地に行きましたら、その方たちは将校が相手でした。千葉県の館山市蟹田村の城田すず子さんは、自分が慰安婦だったと名乗りましたけれども、あの方は将校も一般の軍人も相手にしたようですけれども、元々は日本の女性は将校相手です。そして朝鮮の女性は下士官から一般の軍人になっています。それだけでなく日本の女性は前渡金とかいう名前のお金をもらいます。一定のお金をもらいます。現地に行って、そのお金を返せばいつでも身が自由になります。でも、朝鮮女性は日中戦争が始まる前、これは私の個人の意見ですけれども、昔の満州に関東軍が駐屯し大陸侵略が決定された時から、朝鮮の少女たちは騙され連れて行かれ始めました。その時から自由はありません。一旦連れて行かれたなら自由はないと知っています。初めは一年の約束でしたけれども、一度行けば敗戦まででした。逃げ出すことも難しかったのです。

次は、慰安の他にどんな仕事をさせられたのか。洗濯・掃除、それからサイパンの場合は軍事訓練もありました。これがとてもひどかったということです。軍事訓練にあまり行かず、殴られ蹴られたために同僚が死んでいくのを見たということです。私たちに証言した人の一人です。それから看護婦の助手をさせられて日本語の出来る娘たちは、新しく来る朝鮮の娘たちの通訳をさせられたということです。

頭痛、不眠症、いまなお続く苦しみ！

次は病気です。今、生きていらして申告なさった人たちがどんな病気に苦しんでいるのか。一番多いのが頭痛です。この頭痛は普通の頭痛ではないらしいです。沖縄のベ・ポンギハルモニが敗戦直後、自由な身になっても一生悩まされたのがこの頭痛でした。その次は不眠症です。眠ろうとしたら昔の慰安所のことが見えてきて眠れないということでした。次は腰痛です。それから膀胱炎。そして神経からくる症状で、一つは喘息です。喘息はベ・ポンギハルモニです。さっき話した九州の将校クラブに行った人は心臓病になりました。精神錯乱もあります。次は発作です。「日の丸」とか「挺身隊」とか「君が代」とかいった言葉を聞いただけでも発作が起こります。その方は、今、ソウルにいます。私たちの言葉で恨（ハン）という言葉がありますが、これは日本語の恨み以上に心に苦しく固く残っているものですが、今まで恨になってこれがどうしても消化ができないというものです。現地で殺されたり死んでいった同僚のことが、今も恨になってこの方たちを苦しめています。そして、何人かは逃げ出しましたが、現地に残ったままの女性はその

後どうなったのか、それが又、恨になっています。

次は、これはちょっと皆さんと一緒に話したいことです。独立運動をした家は集中的に弾圧を受けました。その弾圧のひとつの方法として、その家族の中の娘を慰安婦に連れていったのではないかと推測されました。それが一つと、次は挺身隊に連れて行かれて、軍服を着て銃を背に乗せて写真に写したのを家族に送っていて、そのあとは消息が絶えたということ。それから大体の場合、娘を挺身隊に出した家族は、父母が亡くなっています。その中でも母は大体全部亡くなっています。それからある慰安所では、日の丸のついた鉢巻をさせていました。

次は、韓国人にとって朝鮮人にとって、慰安婦にされた国々にとって慰安婦がどんなに辛く恥ずかしいものだったかということがわかることにもなりますが、日中戦争の初めだと思いますが、この時は家族に手紙を送れたらしいです。でもこの慰安婦たちは家に手紙を出す時、自分が慰安婦だという手紙を出した人は一人もいません。全部自分たちは看護婦の助手をしているから安心してくれとか、軍隊の食堂で働いているから安心してくれとか書いていました。

今話していて気がつきましたが、「挺身隊」と話してきましたが、私の国では「挺身隊」という言葉は習慣になっていまして、韓国では「慰安婦」という言葉は使ったことがありません。「慰安婦」という言葉は、最初日本から入ってきた言葉です。終戦まで私たちにとっては「挺身隊」でした。一番初めは「愛国奉仕隊」「勤労奉仕隊」とかいう美しい名前でしたが、最後にあらわれたのが「挺身隊」でした。それが1944年8月です。でもこの前に既に挺身隊結成式は行なわれてきました。それで私たちは「挺身隊」イコール「慰安婦」です。軍事工場に連れていかれた娘たちはそこに勤労という言葉をつけ「勤労挺身隊」と呼び、私たちが「挺身隊」という言葉を使うときそれは日本の「慰安婦」になります。

韓国国会で初の証言

その次は、今まで話したたくさんの慰安婦の経験ですが、その中で代表的であると考えられるものを紹介しようと思います。この方は1991年11月13日、私たちと一緒に韓国の国会へ参考人として出たかたです。13才の時連れていかれました。そして、余りに若いというので、約3年間将校の家で子守をしました。その後、慰安婦にさせられました。1日に2回の食事が与えられて軍人の相手をしなければなりません。経験がないのに1日に2

0～30人を相手したということです。平均は30～40人です。この場合は比較的少ない場合です。本当にこの方たちにとっては悲しかったですけれども、実際はそうでした。ですから局部が腫れます。そしてたれます。そうすると相手にされません。そしたら他の娘を連れてきますが、万一軍人の相手を拒む場合は死ぬまで叩かれます。これは台湾の場合です。どうしても言うことを聞かない場合は他の部屋に連れて行って何日も食事を与えません。それでも聞かない場合は死んでしまいます。そしたら物のように外に運びだされてしまったということでした。

次は、サイパンに連れていかれた方の場合です。14才の時に連れていかれて11年間いました。34年に連れていかれましたが、時期が余り長かったからか今も全身が痛みます。腕と手首を木刀でつかれ今も傷になっています。この人は慰安婦もし、軍事訓練も受けましたが、軍事訓練の時はものすごい体罰もあり、この時同僚が死んでいったのを自分の目で直接見たため今も苦しんでいます。自分もたまらなくなつて逃げ出して、また連れられて行かれたところがパラオです。ここで慰安婦をしながら看護婦の助手をして、新しく来た朝鮮の娘の通訳をしました。そして11年経って祖国に帰つてみたときに、家族は全部ばらばらになっていて、今も一人で生きています。

焼きゴテで背中焼かれる

次が、17才の時に連れて行かれて5年間将校クラブで慰安婦をしていた方です。ミナマタ、九州ではないかと思いますが、まだ証拠不十分で水俣とは言い切れません。この人は連れていかれた時には釜山にたくさんの娘が集まりました。倉庫みたいなところでした。その中で28人の美しい娘を選んで、特別に船に乗せ弁当などを与え、九州に連れて行って日本語と日本の礼儀作法を教えました。その礼儀作法とは何かとききましたら、男性にどう奉仕するかサービスするかということでした。1ヶ月後にまたトラックにのせられて連れられて行かれた所が立派な民家でした。ここは3階建てで、部屋を一つ一つ与えられましたが、その時に今から訓練が始まると思ったのか一人が逃げ出しました。命令で残りの27人が地下室に集められると、そこに逃げ出した人が天井から吊られていたということでした。服は何も着ていないし、胸はえぐられ腹の内臓が飛び出していました。27人は殴られ、この証言者はそこから血まみれで逃げ出しましたが捕まえて、上の服を脱がされて水をどれだけ飲まされたのか気絶してしまいました。そして余りにも痛くて気が付いたところ、焼きゴテで背中を焼かれていたのです、肩の下を。私も

それを見ました。証拠として写真を持っています。

独立運動家の娘は慰安婦に

次は13才の時に連れていかれて17才まで4年間の経験者の場合です。今さっき話した拷問を受けたこの少女も家族の誰かが独立運動をしていて、土地を全部奪われ、長女だったこの少女が連れていかれましたが、今から紹介する方のおじいさんも独立運動家でした。釜山に連れていかれて20日間待っていました。どこに配置すればよいかわからなかったということだそうです。そして、年をとったお姉さんみたいな娘たちは別に連れていかれて、12・3才の自分たちは軍需工場に連れていかれて3年間軍服を作りました。そして16才の時に大阪に来て、その時から慰安所にいました。ここで私たちに分かることは、勤労挺身隊に連れていかれても場合によっては慰安婦にさせられるということです。そして九州で空襲が激しいときに逃げ出して、その時折った腕が今も不自由です。

次はソウルにある永登浦にある紡績工場で働いたらお金が儲かるというので志願しました。でも行ってみるとそれが紡績工場ではなくて、これからどこかに連れていかれて慰安婦にさせられるのだと分かった時にある娘は、そこで自殺しました。

慰安婦政策を考えだした日本という国とは

では、個人の紹介はそれ位にして、日本国家がどうしてこのような慰安婦政策を考えだすことが出来たのか、その国家はどんな国でこのような考案までしなければならなかったのか、そのことに関してちょっと皆様と考えたいと思います。

日本は明治時代から帝国主義、軍国主義になり始めたと思います。その帝国主義、軍国主義がついには侵略国家という形になりました。それで、朝鮮は大陸侵略の兵站地になりまし、大陸に侵略していく全ての手段としての植民地になっていきました。だから国土は勿論のこと、その中にある全ての自然、その中に住んでいる人間が全て侵略の手段へと変わり始めたんです。男性は労働力として、女性は最後には慰安婦としてまで、全部が日本の侵略の手段になったと私たちは考えるのです。

これからもっと話は続きますけれど、一旦これはここまでにして、二番目は東洋の、西洋でもそうですけれども、特に東洋での家父長制の中でも日本の家父長制は他の国と違う点があると私は思います。それは天皇が家父長制

の頂点だということです。ですから国家の大きな父が天皇になりました。そしてこの天皇は普通の人間ではなくて現人神、神になりました。その現人神に軍隊の海軍と陸軍の全権が与えられました。絶対です、これは。ですからその権力はものすごいものだったと思います。日本軍はこのような絶対的な現人神に直属していたんです。そして戦争が起こったときに、あの家父長制独特の見方で女性は男性より下にありますし、その女性は人間としての尊厳よりも、女性のセックスだけが強調されました。何故ならばその家系を継いでいく男子を産むというその点が強調されましたから、人間というよりはセックスをもっている女性としての意味だけをもつようになります。日本は戦争中は軍人たちに性欲を自分の意志力で押さえようとするのではなく、これは何も押さえる必要があるものでなく、強い性欲のある男性として誇るべきものだとも考える傾向がありましたので、押さえるのではなくこれに需要をあてるのが大事で押さえる必要はないというふうに考えました。だから、天皇の名前で皇軍に下賜品として女性たちが与えられたのです。これは物でした。その物であるうちでも朝鮮は日本の女性とは違い差別があって使い捨てにされました。だからさっき話しましたように、生きていても目的に達しなければいつでも捨てられる、半島からいくらでも持ってこられる、そのような待遇を受けたのです。

私がここで強調したいのは、支配者が慰安婦にした女性たちは生きていたとしても、その少女たち、夢を持っていた、恋人をもっていた、あるいは乳飲み子をもっていた30代の若い母たちは、人間としては既に死んでいました。その時点でこの人たちは死にました。二番目に、天皇が皇軍に与えた下賜品として使い捨てにして、その時又死にました。二重の死を経験したのです。今まで私たちがこの問題を取り上げるまでこの人たちは歴史の中で忘れられました。だから私たちはこの人たちを三重に殺していたのです。その点を皆さん覚えてくだされば有り難いと思います。

慰安婦政策は民族衰亡政策

では何故このようになったのか、中国の現地でも、台湾でもありました。現地ごとに慰安婦にされたのに、何故、朝鮮だけでこのようにやかましくするのか、それには理由があると思います。私たち韓国挺身隊問題協議会では次のように歴史を見ています。

慰安婦政策は、日本が朝鮮を植民地にしたその最初から、朝鮮の民族性をなくす、どれだけ人口が減ってもいいから民族を衰亡させるという政策であ

ったと私たちは歴史を見ます。例を上げながら、今の私たちの考えを皆様と一緒に考えたいと思います。

1910年に私たちは植民地になりましたけれども、1905年には既に朝鮮は外交権を失っています。その時から日本の政策は始まりました。併合してまもなく李垠という、最後の王の皇太子です、あの方を梨宮の方子さんと強制結婚させました。何故ならば、前の天皇ヒロヒトの皇后の候補だったんですが、梨宮は子供が持てないという医者診断を受けましたので強制的に結婚させました。李垠さんは、この王家は韓国民族の象徴です。王制を賛成するか、賛成しないかは別の問題として、あの時の李王家は韓国民族の象徴でした。その人を強制的に子供が出来ない方子さんと結婚させたんです。だけれども世の中のアイロニーで結婚した後二人に子供が出来ました。その一人は今も生きています。一人は亡くなりました。子供が出来た後に、そのお医者さんは自決しました。

それから次は戦争が始まりまして、15年戦争ですね、始まって韓国の若い男性たちを徴用し始めました。そして強制労働をさせました。それは学徒兵、志願とっていますが志願ではありませんでした。私が1925年生まれですから、あの時の雰囲気は今も覚えています。全部、強制的に学徒兵にさせられました。最後まで躊躇した徴兵も実践しました。それは韓国民を朝鮮人を信用できなくて、銃の先がどこに向かわからないので躊躇したんですけれど、ついには戦争が負けそうになりましたので朝鮮の男性を全部徴兵しました。皇国民族になったのを有り難く思えというので、とにかく徴兵が実施されました。これと平行線に若い娘たちを騙して連れ始めて、ついには道端で、井戸端で、全部強制的に連れて行ったんです。妊娠可能な娘たちをみんな連れていきました。そして一方では、内鮮結婚を奨励しました。それから、民族がどのくらい人口が減ってもいいと、人間として扱ったのではなくて、どのようにしてでも必要な人間を連れていったのではないかと思います。

民族性をなくする手段として一番初めに実施したのは言葉をなくすことでした。小学校から何も知らない小さな子供も日本語を強要させられました。三回朝鮮語を使ったら父母が連れてこられました。私が今喋っているこの日本語も、小学校六年、女学校四年の十年間習った日本語ですから、時代遅れだと思います。皆様、我慢してくださって有難うございます。それを1988年まで私は使いませんでした。この下手な日本語でも使うのがいやでしたから。使う機会があったときにも使いませんでした。それが1988年に慰

安婦問題に取り組みだして、日本に來始めまして、日本人と会うようになって、日本人全部が韓国で考えていたような日本人ではないと考え始めて今使い始めました。そして今は日本語を使うのに何の拒否感も持っていません。

言葉と、そして名前も無くしました。日本式の、大体が四字になる名前が強要されました。この他に国の旗は持てませんでした。太極旗ですね、陽と陰の。実物ではなくて絵をもっても駄目、絵はがきとかも駄目でした。それから国の花、私たちの国の花はムクゲです。本物も絵も持てませんでした。国の歌も歌えないのは勿論のこと、その詞を持っていても敵罰を与えられました。

それから、全ての独特の朝鮮文化を無くそうとしました。神社参拝を強制しました。私の父は教会の牧師でしたが、どのように強要されたかわかりませんが、例外的に神社の傍にも行っていないませんが、刑務所にも入れられなくてすみしました。けれども、私以外の協議会のもう一人の代表の父も牧師です。この方は神社参拝を拒否した罰として刑務所で二年間暮らしました。

このように、民族性を無くす、民族の種を無くす、そして民族の誇りを無くすという政策が集中的に実践されたのが慰安婦ではないのか、というふうに私たちは今考えています。

一日でも早く安らかに眠れる日を！

では、これからどうすればいいのか、この過去の歴史をどうすればいいのか、50年も過ぎているのに今になってどうすればいいのか、ということになりますが私たちはそう考えません。騙されて行ったあの方たちが、大分亡くなったかも知れませんが今も生きていらっしゃいます。夜眠れなくて、頭痛に悩まされて、腰痛で膀胱炎で、発作をおこしながら今も一人です。細々と生活保護の対象となって今も住んでいらっしゃいます。だから、少ないけれどもあの三重に殺されたあの方たちに、一日でも早く安らかに眠れる夜を与えようではありませんか。皆様に私は今話し掛けています。

そしてそればかりではなくて、在日の方、そのお母さんたち、お父さんたちは、喜んで自分の足で日本に來たものではありません。大部分は土地を奪われて。さっき話しましたが、人口がどんなに減ってもいいと、半島はその国土から自然から人間から、その全部が大陸侵略の手段に変わりました。兵站地になってしまいました。そこで土地を奪い、銀行で現金を取っていきましました。それでどうしますか、住めないのに。ですから満州に行きました。日本に來ました。遠くはハワイのさとうきび畑にまで行きました。そのよう

に連れていかれたのです。それを今になって我々の民族と違う、いつかは内鮮一体として徴兵されるのを有り難いと思えと言っておきながら、言葉を奪い日本語を長い間強制的に話させて、名前を取り上げて、今は知らないというのは、それはあまりだと思えます。今もここでは通名を使っています。私はここに来る前九州に行きました。福岡と筑豊と熊本と鹿児島に行きました。特に熊本では、今も小学校では、本名で学校に通う人が通名にしてはどうかといわれ、これは私たちの本名だと言ったら、本名をそんなに主張するなら韓国に行けと言う小学校の先生がいらっしゃるということでした。このように、歴史をわからなくては日本と韓国の関係は、善隣としていくには難しいのではないかと私は考えます。

過去の歴史はその過去があって今の結果がありますから今でも遅くない、私は今から始まると思います。遅いかもしれない、でも今これを整理しないとすれば、この結果が原因になって悪循環するのではないかと思うんです。ですから私が話したいのは、歴史を見るときに明治時代以後ではなくて、その前に両国はどんな歴史をもっていたのか、両国はどんな行き来があったのかということを考えて、昔からそれが原因結果、原因結果になって今までできていますから、歴史を正しく勉強しなければならないのではないかと私は考えるのです。

なぜ問題解決が遅れたのか

それは日本だけでなく韓国もそうです。韓国では何故この問題が問題にならなかったのか。韓国の問題を考える前に日本を考えなければ話ができませんから。では何故こんなに遅くなったのか。私自身は遅くもないのではないかと思いますけれども、全部が秘密でした。政策を作ったときから。その政策を実践にもっていった軍人全部の方が秘密にしていましたから。敗戦後も話しませんでした。そして日本軍は敗戦直後、証拠を無くすために（敵軍に、皇軍が強制売春を軍隊の中で行っていたことを知られるのが恥だと思ったらしいのです）置き去りにしたり、洞穴に入れて爆殺したりしました。それで知る機会がだんだんなく無りますね。慰安所に行った経験のある軍人たちも口を閉ざしていました。ぼつぼつ朝日新聞の「声」の欄なんかには出ましたけれども世論を起こすような強さではなかったのですから。又、韓国に帰った慰安婦本人たちも話しませんでした。これは無理もないと思います。この人たちは儒教の教育を受けた人たちでしたので、自分たちが死なないで帰ってきたのが恥でした。ご存じかも知れませんが朝鮮人は昔からこれくらい

いの刀を必ず懐に持っています。そして何かのことがあったら犯される前に自分で自分を刺して死ぬようになっています。生きているのが恥だし、家族にも村にも恥でしたから話しませんでした。家族も村の人たちも、恥と共に生きて帰ってきているその人たちへの思いやりとして話しませんでした。

そして次は、韓国の学者たちにちょっと失礼になるかもしれませんが、批判を受けるかも知れませんが、歴史学者や社会学者たちがこの問題を自分たちの研究の対象とはしませんでした。したかも知れませんが今まで発表はありません。その原因を私は一人でこんなふうに考えています。大体が男性ですが、学者として、このようなセックスに関係あるものを専門的に研究するのが、学者としてあまり上品だと思わなかったのじゃないかと思うんです、私は。間違っているかも知れませんが。それからもう一つ、この学者に対してのことですけれども、このほうがもっと理由があるかも知れませんが、今までは現代史は学問として研究するには、客観的に科学的に研究できる雰囲気でもありませんでした。それは本当です。

それから次は、朝鮮の社会政治的混乱に理由があると思います。私たちは解放されたと思いましたが解放でなくて分断になりました。分断とともに家族の離散です。これは大変な社会的混乱をもってきました。その後に朝鮮戦争が起こりました。根こそぎ国を混乱のどん底に陥れました。そして、李承晩大統領の政治の失敗と朝鮮戦争の罪が問われて4・19のいわゆる学生革命がありました。その革命は実現を見ずに、朴正熙大統領の軍事クーデターがおこり、全斗煥と今日につないでいます。ですからこのような社会混乱の中で学者たちも学者としての研究が出来なかったかも知れないし、私たちに心理的に、経済的に、余裕がなかったのも本当です。

最後に私が一言言いたいのは、このように慰安婦問題は日本軍が日本政府が、日本軍人の性欲を処理するのだけが目的ではなかったという事です。これは日本の民族・国家が朝鮮民族・朝鮮国家をおかした、国家的な、国が国に民族が民族に犯した強姦ではないかと思うんです。この問題が今までこのように強く韓国人・朝鮮人の胸に残っていますから、そしてそのように強く残っているぐらい日本の国家的犯罪は大きいのですから、この犯罪を整理しないでは、私たちの恨をなくさないでは、絶対に善隣にはなれないと思います。これは両国、日本列島・朝鮮半島が引っ越しが出来るものではありません。これは運命的だと私は思います、この両国は。明治時代から大体こうなっていますが、昔の歴史はそうでもなかったのじゃないか。私は、今日ここにくる前に王仁の墓に行ってきました。昔は明治以後のようではなくて善隣のよう

であったかもしれません。ですからもっと歴史を長くみて、お互い、ここでは犯罪を無くし、私たちは恨をなくして、お互いに善隣になってもっと積極的にお互いを愛し合い、助け合い、そして今のような核を作る世界でなくて、アジアの平和から、それからこの両国から初めて、世界にも平和をもたらすような出発点にしようではないかと思います。思えば出来ないこともないのじゃないかと思うんですけども、皆様どう思われるかわかりませんが。長い間、聴いてくださって本当に有難うございます。

(1992年3月29日 アムネスティ講演会にて)



『朝鮮人従軍慰安婦問題』

『早期解決を求める集い』

— 6 項目早期実現要求署名集約集会



いま、なぜ戦後補償なのか

～ユ・ホジョンさんの死を悼んで～

「日本の戦後責任をハッキリさせる会」 白杵敬子

昨年3月、私は強制連行を描いたテレビドラマの仕事で、サハリン残留の韓国・朝鮮人取材していた。ヴィコフという炭鉱町でユ・ホジョンさん（劉好鐘・当時70歳）に会ったのもそんなときだった。ユさんはマイナス十数度という極寒のなか、毎日上半身裸で炭鉱町を走っていた。その日の午後、国営食堂前でサハリン高麗人協会・老人会のバク会長と待っていると、線路に沿って独特な走りやって来た。黒光りして鍛練された上半身は70歳とは思えないほど健康そうに見えた。韓国で夫の永住帰国を待っている妻との再会を少年のように恥じらいながら話してくれた愛敬のあるあの笑顔が今でも目に焼きついている。

そのユさんが死んだという。韓国に永住帰国してわずか10ヶ月だった。詳しい状況はわからないが、韓国に行って話を聞いてきた人によると、彼は死にたがっていたという。実際、ユさんは交通事故に遭い入院したのだが、彼は治療を拒否し続け、自宅に返されたまま亡くなったのだという。ある意味で自殺に近かったともいう。去年7月、47年ぶりに念願の帰郷を果たし、残された余生を年老いた妻とともに穏やかに過ごすはずだった。帰国後のユさん夫婦の生活はNHKスペシャル『遅過ぎた帰郷』でも報道され、反響を呼んだから記憶にある人も多いはずだ。

しかし、画面で見るユさん夫婦はなぜかギクシャクして幸せそうには見えなかった。ユさんはサハリンに帰りがたかったともいう。裸で走りたがるユさんを、みつともないからと妻は止め、それも不満だったとも言われている。だが、サハリンにいれば、少なくとも年金を受け、自力で生活できたユさんだったが、韓国に持ち帰った全財産はわずか7万ウォンでしかなかった。テ

レビのなかでも、彼はしきりに妻のお荷物になることを気にしていた。夫婦喧嘩もたえなかったようだ…。

なぜユさんは夢にまでみた故郷に帰り、わずか10ヶ月で死に急がねばならなかったのか？まさに『遅過ぎた帰郷』だった。その背景には、戦中の強制連行と戦後、サハリンに残留放置した取り返しのつかない重い日本の戦後責任が問われている。子供さえ残せなかったユさん夫婦に対して、せめてもの償いとして、日本が戦後補償をきちんとしていれば、あるいはユさん夫婦の47年ぶりの新生活は違ったものになったかもしれない…。

ユさんの妻、ホン・ティム（洪・泰任、67歳）は現在、係争中である「サハリン残留韓国・朝鮮人補償請求裁判」の原告でもある。訴状によると、ユさんは、1944年末、韓国慶尚北道亀尾から樺太（当時）の内淵炭鉱に連行された。一人息子だったユさんは、徴用命令から逃れるため山のなかに身を隠したりしたが、ついに祖母、母、新婚2年ばかりの妻を残し、連行されたのだった。サハリンと韓国に離別、消息不明のまま、長い戦後もそれぞれ独身を通してきた。訴状によれば二人の戦後は次のようだった。

「ホン・ティムは夫の祖母、母に仕え、かつ家計のためいろいろな仕事をしながら苦しい心身をキリストに依持し全能の神に夫の帰国を祈りながら今まで貞操を守っていたが、夫からは消息がなく、聞くところによれば夫は帰国できないことに失望して気が狂ったというので45年間の努力が一時に虚しくなった気持ちだったが、一方哀れな夫を考えるとたまらなくなったため、万難を排しての努力の結果、1990年7月3日、原告がサハリンに行き夫と会うことができた。夫は2～3日は原告が妻であることを確信できない状態であったため、原告の痛みと失望は大きかったばかりでなく、韓国人はもちろんのことロシア人たちもこの状況を見て泣かない人がなかった程だった。4～5日目になって初めてはっきりとなり、その間積もった感情と血涙がとめどなくこぼれ出て、46年目に相手だけを忍びながら貞操を守った老夫婦の世紀的な再会が達成できたが、これは被告日本国が原告たち夫婦に加えた残忍極まりない犯罪行為に起因するものである。

後でわかったことだが、夫は気が狂ったのではなく、帰国一念をもって毎日決まった時間に散歩し定時に食事をしながら零下40度でも上は新婚当時妻が送ったシャツ一枚で山野を走り、自ら健康を維持しなければ故郷に帰ることができないと信じ、他人が何と言ってもかまわず狂人のような生活をしてただけだった。このような夫婦の事情および夫のため被害者となった原告に対し加害者として被告たちの懺悔と謝罪ならびに十分な賠償は当然のこ

とであるからこれを強く要求している。」

今も、帰国を前に妻との再会を待ちわびるユさんのヴィコフで見せた艶やかな笑顔が目に残る。我々は、ユさん夫婦の悲劇を再び放置してしまった…。

日本の戦後責任としての戦後補償問題は、この2、3年、アジアの人々から突き上げられる格好で急速に問題化した。アジアの多くの戦争被害者は高齢化し、これ以上、猶予できない最後の土壇場にたっている。同時に加害者である日本も歴史の土壇場に立たされている。このまま戦争の加害責任をごまかし続け、口先だけの謝罪と反省で歴史の真実から目を背けたままなら、日本人にとって本当の未来は拓けない。いくら日本政府が条約や法律を盾に言い逃れをしたところで、歴史的な真実は結局、歪曲し続けることはできないからだ。その意味で、軍隊慰安婦や韓国の太平洋戦争犠牲者たちの証言を記録し、戦後も封殺されたままだった戦争の実態を暴くことは日本の戦後責任を追及するうえで欠かせない作業だと思う。

「日本の戦後責任をハッキリさせる会」では、裁判提訴のためもあり91年4月から、これまで韓国の「太平洋戦争犠牲者遺族会」「挺身隊問題対策協議会」と協力、都合7回の訪韓実態調査をした。約200人の元軍人軍属、徴用者、元軍隊慰安婦、その遺族たちの聞き取り調査を基に、弁護団とともに41人（元軍人軍属16人、遺族16人、元軍隊慰安婦9人）の原告を選んだ。一市民団体として資金も人手もない状況だったが、誰もがいま事実を残さねばという強い想いに駆られていたし、実態調査はこれからも継続する予定でいる。

この実態調査を通して、強く感じていることは韓国の戦争被害者に対する日本の徹底した放置政策であり、犠牲者の心情さえ配慮しようとしなかった戦後の証言隠しと非人道的な法的差別の実態だ。

国や民族に関係なく、戦争終決とともに行なわれる戦争処理の基本は、戦争によって動員された者を家族のもとに送り返すことであり、戦争によって死亡した者の確認と遺体や遺骨の返還であり、その弔いだといえる。また、戦争によって傷ついた者に対する治療などであるはずだ。この常識的、戦争処理の基本を日本は、自国民に対しては手厚く徹底的に施したが、同じ日本兵として刈り出した旧植民地の戦争犠牲者に対しては、戦後、一貫して放置政策を続けているといってもオーバーではない。

例えば、韓国に対する戦争死亡者の通知は、戦後26年たった1971年9月4日であり、21919人の「旧日本軍在籍朝鮮出身者死亡者連名簿」

（当然、現北朝鮮籍も含まれている）が韓国政府に送付されている。しかし、奇妙なことに厚生省による「引き上げと援護三十年の歩み」によれば、『なお、この名簿に搭載されていないが、韓国にいる遺族から死亡証明書の発行方の要求のあったものについては、調査の上死亡証明書を送付している』という説明がある。「この名簿に搭載されていない」という記述は何を意味しているのか？なぜ、1971年まで生死確認通知が行なわれず、元資料である名簿がそれまで韓国側に渡されなかったのか？さらに、日本政府は半世紀近くたつ現在も、厚生省が現在公式に認知している24万2341名の日本軍籍にあった朝鮮人名簿を韓国遺族会や韓国政府の要求にもかかわらず、返還を約束したものの「コピー作業に手間取っている」という理由で実行を引き伸ばしている。

しかし、1953年5月に発表した厚生省第二復員局の調査によれば、戦争に動員された陸・海軍の朝鮮人軍人軍属数は36万4186人となっている。いったい12万1845人もの朝鮮人軍人軍属はどこでどう消えたのだろうか？残念ながら確認はとれていないが、厚生省の保管する朝鮮人死亡者名簿は4万人に上るといふ話もある。

戦後47年もたって、基本的な生死確認がこうした状態に置かれており、韓国では、徴用者の遺族を含め、戦争犠牲者の生死確認は多くの遺族の余りにも当然の要求であるのだが、日本政府は誠意をもった対応一つ講じようとはしていない。むしろ、プライバシーを盾に様々な名簿公開要求を拒否、戦争被害実態を隠蔽し続けている。韓国・朝鮮人の戦争被害実態を隠し続けることによって、その戦後補償問題を曖昧、うやむやに葬ろうとしてきたのが、日本政府の戦後一貫した韓国朝鮮人に対する戦争処理だといえる。

遺骨発掘・返還についても、同様だ。これまで、韓国に8831体の遺骨返還をしたというが、韓国・朝鮮人を戦争に刈り出した日本の責任において発掘・返還したことはこれまで一度もない。また、日本各地の山野、無縁墓地に眠る徴用者の遺骨はほとんどが放置されたままだ。

いま厚生省が力を入れるシベリア抑留死亡者の遺骨探しにしても、3000名以上と推定される韓国・朝鮮人死亡者については、無視されたままだ。聞くとところによると、韓国でも関係者による慰霊と遺骨発掘が始められるということだが、しかし、なぜ同じ戦争犠牲者として日本政府はきちんとした対応をとろうとしないのか。こうした状態が長引けば長引くほどアジアとの本当の信頼関係は築けない。第一、戦争責任が直接にない戦後世代に対して重い戦後責任を科すことになる。実際、祖父や父たちの放置した戦後責任が

ら我々戦後世代は逃げられない状況にもはや追い込まれている。

日本軍関与の軍隊慰安婦問題は、戦後日本が隠蔽し続けることによって放置、うやむやにしようとした日本の戦後責任のほころびを象徴するものといえるだろう。

「いま、なぜ戦後補償なのか？」と問われれば、二つのことを言いたい。第一に、アジアの戦争犠牲者に対して戦後日本はきちんとした戦後処理を行わず、その加害責任をごまかし続けたからであり、戦争犠牲者が消え去る寸前の今を置いて戦後補償をするタイミングはないといえるからであり、第二に戦後責任をこれ以上放置することは、結局、日本の戦後世代にとって帳消しにすることのできないマイナス財産を残すことになるからだと言える。

アメリカは戦時中、強制収容した日系人6万人に対し、一人2万ドルの補償を決めたが、誤った歴史をどう清算するかを審議した「補償に関する委員会報告」ではアメリカ政府に対し、次のように勧告した。

「歴史を書き換えることはできない。我々が今なすことは、すべからく遺憾の意を表明して、国民としてのより高い価値をめざすことでなければならない。事件としての収支バランスをとったり、帳消しにしたりする金勘定であってはならない。しかしながら、我々自身の法と原則を侵犯したことに対して、救済策を講ずることは我々の力のできることである。これがいくつかの形の補償、救済を勧告する大きな理由である。

もう一つの理由は、困難なときにあっても民主主義の価値を守る能力が我々にあるとすれば、それは自由と正当な手続きをうたう憲法から逸脱したあの悪夢を、我々全員が忘れないでいることにかかっているからである。不正義を忘れ、あるいは無視する国民は再び簡単にそれを繰り返してしまうだろう」と…。

軍隊慰安婦実態調査報告 (ハッキリニュース NO. 5～7より)

(1)

忠清北道の地主の娘。親は日本の「挺身隊狩り」から娘を守るため、見知らぬ男と戸籍上の結婚をさせたが、実家は反日的と睨まれてか、17才のとき、突然襲われトラックに乗せられ狩りだされた。「ふじ子」という日本名をつけられ、約30人の女と船で「長崎」に運ばれた。ここで1ヶ月、日本語、日本の行儀作法を教えられた後、船とトラックで運ばれ、3階建ての慰安所に送り込まれた。この地下室では、逃亡しようとしたり、言うことをきかないと凄惨な拷問が繰り返された。本人も逃げようとして、熱いコテを背中に当てられた傷跡が今も残っている。この慰安所に監禁状態で「お母さん」と呼ばされた日本女性と軍人の姿しか見かけなかった。3階の畳の部屋に監禁状態で軍人専用の慰安婦にされた。1日に5名から10名の軍人の相手をさせられた。主に将校相手だったようだ。19才のころ、腹が大きくなり、妊娠、男の子を出産。子供は乳母に預けられ、慰安所の1階で育てられていたようだ。そして、21才頃にも、次男を産んだ。将校がくれるチップを枕に隠し、脱出の機会を窺っていたが、空襲が次第に激しくなっていく。激しい空襲のおり、2人の子供を抱き、死に物狂いに逃げ、敗戦後、ヤミ船で韓国に帰った。しかし家族は離散、戸籍上の夫と暮らしたが、2人の子は結局死んだ。夫も朝鮮戦争の時、人民軍に殺され、その後再婚。子供も生まれ、過去についてはこれまで全く秘密にしていたが、人気ドラマ「黎明の瞳」を見ているうち、我慢できなくなり嫁に打ち明けてしまった。今は息子も協力してくれ、死ぬ前には是非とも日本の蛮行を明らかにしたいと思い、全てを話している。原告になり、日本の犯した罪を問いたい。

(2)

父は日帝時代、神学大学を卒業、忠清南道美江というところで牧師をしていた。1937年頃、私が16才のとき、父は日本官憲に狙われ、父は逃亡生活。家族はバラバラになり、私は近所の伝導夫人の家で女中になった。

1938年、17才のとき、16才と18才の2人の友達が「お金儲けに工場に働きに行こう」と誘った。紹介者は日本の男で(美江?)の家に訪ねると、「工場に勤めるとお金がたくさん儲かる。大勢の人が応募に来た」といい、翌日私たち3人と日本人の男2人でソウルの西大門近くの日本人の家

(警察か軍人?)に連れられて行くと既に10数名の女たちがいた。それから、私たちを入れて15名の女性を連れ、汽車に乗り「中国の天津に行く」といい、翌朝の11時頃、着いた。私たちは不安になったが、どうしようもなかった。駅に着くと、軍人がジープで出迎え、我々はトラックに乗せられ軍人5人が警備に着いた。2時間以上走り、日本軍部隊に到着、そこには30人~40人の朝鮮女性がいた。彼女たちは、簡単服にモンペ姿や中国服を着ていた。「死ぬ以上の苦勞があるが命令に従うしかない」と韓国語で話したら、「韓国語は使うな」と叱られた。そこは『ペータン』という地名だったと覚えているが、我々は再び、天津に引き返し、4時間汽車に乗りさらに馬車に乗せられ3時間ほど行った『徳県ナスメキョウ』の城壁の中に駐屯していた『カナヤマ部隊』に引き渡された。衛生室に集められ、「星二つ」の軍人が「ここまで来るには皆さん覚悟出来ているでしょうね」と言ったので、我々は「私たちは工場だと騙された。家に返してくれ」と訴えたが「何を文句を言うか。軍人たちはお前たちのために戦っているのだ。少し苦勞すれば良い日が来る」と言って、各自2畳ほどの部屋に入れられた。8号が私の部屋番号で「金田君子」が私の日本名だった。ここには20名の朝鮮人女性が集められていた。

1日に20人~30人の兵隊を相手にしたが、3人を相手すると痛くてどうしようもなく、私は阿片を中国人にもらい吸うようになり、また無理がたり「子宮が外に垂れてくる」ほどに体はメチャクチャになった。1944年頃、朝鮮人の「柳部隊長(?)」が同情してくれ、憲兵隊長に申し出てくれ、治療のため慶尚北道の母の実家に戻ることができた。阿片中毒治療と子宮摘出手術をしたが、それは私が24才の秋のことだった。

こうした日本の蛮行のため、一家離散で私の家族は今も行方不明のまま。結婚もできず子供もなく、今も家さえない貧困のなかで生活している。身体はアチコチが痛く、安定剤がないと眠れない状態だ。悲惨な私の人生の元凶は日本にある。今は、養老院にでも入って静かな暮らしをするのがせめてもの希望だ。日本が我々に対し、補償するのは当然だ。

(3)

1938年、私が17才の冬のある日。日本の官憲が家に来て、強制的にトラックに乗せられた。病気で寝ていた父が泣きすがって連行を止めようとしたが殴られ、引き離された。私の村では、若い娘はみんな逃げ、私一人しか捕まえられず、全羅南道ヨンサン浦までの道すがらアチコチで娘狩りをし、

か
し
も
れ
3
を
し
っ
こ
ニ
し
り
ふ、
て
ま
る
る

40人程が捕まえられた。トラックの中には20人位の兵隊が銃を持っていた。まるで罪人扱いで逃げようとするやと殴打された。羅州警察に捕らえられていた7名と一緒にされ、午後11時頃、「ヨンサンボ」の駅から貨物列車に詰め込まれ10人の兵隊に見張られ、約3日かかって「天津」に運ばれた。貨車の中では、水も食べ物もくれず、話もできない監視下におかれた。天津ではチマチョゴリ姿の多くの朝鮮女性(約1000人)が集められて、約15人程に分けられ各方面に連行されて行った。私たちは15人で、トラックで3里離れた前線部隊に送られた。ここで半分に分けられ私は7人のグループに入れられた。8人の班は部隊の移動について点々と移動させられていた。地名はわからないが、中国人の民家に入れられ、土の上にゴザを敷いた2、3畳の部屋が各自与えられた。ドアはなくムシロが垂らされた部屋で兵隊の相手をさせられた。私も処女であったので最初はひどく抵抗し、逃げようとした。各部屋に悲鳴が響き、私は犯され血だらけになった。こうした状況で全員が自殺を考えた。実際7名のうち2名が首吊り自殺をしたと聞いた。

1週間に1度、軍医の検診で性病検査をさせられた。食事は逃亡した中国人の家から茶わんを持ってきて、軍の炊事場で食べた。兵隊は毎日30~40名やって来た。前線部隊だったので激しい戦闘が続いていたが、日曜日は休日だったので一番数が多かった。夜中にこっそり来る兵もいた。

ある時、砲弾が炸裂、足に6ヶ月の重傷を負ったが、4ヶ月目から兵隊の相手をさせられた。逃げだしたい思いだったが、地理もわからず、常に兵隊が銃で監視していたので怖くて逃げられなかった。2人が自殺した後は、夜、監視がしょっちゅう来て部屋を確認していた。

4年ほど後、「金基珠」という憲兵隊の朝鮮人通訳の男が協力してくれ、部隊が寝静まった夜中、脱出を実行。私たち3人に付き添ってピョンヤンまで逃がしてくれた。金さんは憲兵の格好だったので列車の中でも怪しまれなかった。日本敗戦のときは、ピョンヤンにいた。

戦後、34才のとき、ある男性と3年間同居生活を送ったが、挺身隊であったことを隠し切れず、また子供を産めない身体だったので申し訳なく思い、すべてを告白、代わりの女性を紹介して家を出た。以来、今まで一人暮らしを続けている。「私の人生は日本の戦争のために犠牲にされた。なぜ、朝鮮人の私を慰安婦にしたのか？日本の戦争遂行のために犠牲にするならなぜ日本の娘を慰安婦にしなかったのか？私にいったい何の罪があったのか？もし日本の女性が反対に朝鮮によって慰安婦にされたというなら、こうした非人道的行為に対し、日本の人は黙っていないでしょう…。あの時、戦地

で死んでいた方が悲惨な生涯を思うと幸せだったかもしれない」現在、月3万ウォンの生活保護で、身寄りもなく一人で生きている。

(4)

1922年、忠清南道扶余で生まれた。生家は貧しく12才の時、100円で売られソウルの金持ちの家でこま使いをしたが、奥さんがいじめのため、その家を出た。以来、他家で子守、女中、こま使いをして17才になった。その時、咸鏡北道ハムンの金持ちの家で女中をしていたが、1938年、満16才のとき、工場供出の員数割り当てがその家に来た。その家には19才(日本の明治大学留学)と15才の娘がいたが結局、私が犠牲になり工場労働に行くことになった。4月頃、ハムンの駅に集合すると40人位の10代の娘たちが集められていた。乗せられた列車の中は、窓全部に黒紙が貼られ、どこを走っているのか全くわからないようにされ、軍人が車内を見張っていた。次の日の夕方、満州のどこからしい駅で降ろされ、15人程がトラックに詰められて数時間行ったところで降りろと命令された。20畳程の畳を敷いた部屋に通され、ここから一人一人呼ばれて兵隊のところへ行き、兵隊の相手をさせられた。兵隊の寝台を使ったがドアの外には兵隊が並んでいた。最初の10日位は「新品は将校」ということで将校の相手をさせられた。

慰安所といった建物はなく、毎日色々なところに連れられて行き、そこで兵隊の性処理をさせられた。それだけでなく、食堂の手伝い、洗濯、針仕事、土堀りまでさせられた。私の日本名は「ナガキ・ハルコ」で、私がいた場所は「吉林省」のどこかではと思われる。

私は最初、激しく抵抗したがその将校は「軍の命令だ。服を脱げ」と言い、暴力的に犯された。それからは、兵隊の欲望のままに相手をさせられ、生理のときも関係なかった。ある兵は、自分のペニスを犬のように舐めろと命令し、また気にいらないと殴る、蹴るの暴力をはたらいた。私は何とか休みたいと、生理の時はわざとその血を身体中に塗りたくり、汚くして兵を遠ざけた。そうでもしないと生き延びれなかった。妊娠したり、身体の弱った女は掘った穴に入れられ、手榴弾で殺され埋められるからだった。

1945年の7月末頃から、部隊が騒然としてきた。私は逃げようと荷物をまとめたりして機会を窺っていたが、8月15日の午後、突然「早くしろ」といわれ、数名で逃げたが帰る途中で一人になってしまった。

今は一人で商売しながら細々と暮らしている。いつか私の味わった苦しみ、恨みを日本に対し晴らすことだけを胸に秘め生きてきた。しかし悲惨な人生

は語ることもできない。今も時々、練炭をみては「このまま練炭ガス中毒で死んだほうが楽かもしれない」と思うことがある。挺身隊に対し、韓国ではまだまだ厳しい目がある。これまで結婚もせず子も産めず、この身の悲劇は全て日本によるものだ。日本は挺身隊にした全ての女性に対し、謝罪と補償を誠意をもってするべきだ。

(5)

1920年、京畿道仁川に生まれた私の実家は、自作農で両親と5人兄弟で、8才のとき学校に入ったが、兄は「女が学校に行く必要はない」とやめさせたため、私は実家を逃げだし、京城（ソウル）の叔母の家に身を寄せた。アチコチで女中をしながら14才になったころ「金ウンシク」という家でお手伝いをしていた。金氏は、多くの朝鮮人女性を色々な所に派遣しているようでした。

ある日、金の子分から「日本に行って就職を斡旋してやる」と言われ行く気になった。釜山で「日本のタワシ工場に行く」と説明されただけで、約20人の女たちと連絡船に乗り、下関に渡った。18才が一番年上で14才の私は一番幼かった。下関で1週間滞在した後、約1ヶ月かかってヤッポ、サイパンを経てパラオに着いた。更にトラックでしばらく行ったところ、長屋のような家があり、日本人夫婦がマネージャーとして管理する慰安所があった。

部屋は20室くらいあり、部屋の中は毛布も布団もなく、植物性の敷物が敷いてあった。兵隊たちは4時、5時頃になるとやって来た。私はとても幼かったので怖くていうことを聞かず、泣いたり逃げようとしたのでよく殴られた。1日2人位から殴られたため、耳があまり聞こえなくなった。体も傷だらけで、銃剣で刺されたこともある。

慰安所の玄関近くに日本人夫婦の部屋があり、そこが受付のようで、兵隊たちはここでお金を支払っていた。いくら支払ったかは知らないが、毎月、夫婦から月給として30円貰っていた。1週間に一度、軍医のところに行き、検診を受けた。コンドームは兵隊たちが持って来ていた。

私はパラオに14才から23才頃までいたが、戦闘が激しくなるとジャングルの奥地に入り、食物の配給もなくなり、ヘビやカエル、植物の葉や茎を食べて飢えをしのいだ。米軍に捕らえられシンガポールに送られ、戦後、韓国に帰ってきた。

故郷に帰ると、家族は誰もおらず、村は変わっていた。戦後、妻と死に別

れた10才年上の男と同棲し、3人の義理の子を育てた。10年前、夫は亡くなり、育てた息子も死んでしまった。今は一人ぼっちで生活保護を受けながら、よその家の留守番などをしながら暮らしている。

(6)

1944年8月のこと。当時、私は全羅南道康清に住んでいた。両親は早く亡くなり、3人姉妹は伯父の家に預けられていた。その夏、憲兵や警察が各地で人狩りを繰り返していた。食事をしていると突然、伯父の家に憲兵と警察がやってきた。伯父は「早く隠れろ!」と怒鳴ったが遅かった。私は憲兵に腰を掴まれ「工場に連れていく」という理由で連行された。康清では私一人だったが、光州で5人増え6人となった。光州から汽車で京城、仁川に行き、合宿所のようなところに入れられた。そこには20人程の若い娘たちが集められており、我々はそこで身体検査を受けさせられた。その結果、5人が不合格になったが、不幸にも私は合格にされた。

仁川には10日程いて、その間、女たちは40人程に増えた。韓国人が引率して女性たちは監視人5、6名と共に汽車で釜山に降りた。10日程、船待ちしている時、スキを見て逃げようと思ったが、監視が厳しく、とても逃げられなかった。男たちは「大阪の女性だけの工場で働き、給料、衣服も支給され、1年も働けば帰れる」と説明した。

大阪に着いたが、ここでも船を待つと言われ、「大阪に来たのになぜ船を待つのか?」と聞いたら「大阪の工場は一杯なので別の工場に行く」と言われた。大阪にいる間にまた人数が増え、兵舎に宿泊した。私たちが乗せられた船は5階建ての大きなもので乗客もほとんどが女性で人数の多さに驚いたのを覚えている。

船はアチコチに寄港して15日ほどかかり、サイゴンについた。引率者は「サイゴンにも工場があるから心配するな」と言い、ここで10日間位、軍隊兵舎に寝泊り、また船待ちするという。「サイゴンの近くの工場なのに、なぜ15日もかけて船で行くのか」と問いつめると「敵の魚雷攻撃を受けるので時間がかかる」と答えた。実際、夜間航行して警戒していた。サイゴンへ行く途中、沖繩にも寄りかなりの女性が降ろされたのを覚えている。サイゴンに着いた時は40名ほどで、私は20名の女たちと船を乗り換えビルマ・ラングーンに到着。港には軍隊しかいなくトラックに乗せられた。この時、私は工場に行くのではないと感じた。全員が不安を覚えたようで慰安婦にされるのではと思い泣いた。トラックで3時間くらい走り、山の中の場所に着

いた。そこには長屋のような建物があり「軍人慰安所」という看板がかけられていた。建物には20室の窓もない部屋があり、2人入ると一杯になるような狭さだった。入り口にはカーテンが掛けられていた。

翌日から仕事をさせられた。私はもう生きては帰れないだろうと思いながらも、逃げることを考えたが逃げられそうになかった。朝9時から3時まで是一般兵士、3時から7時まで下士官、7時から10時は将校という時間割りで、我々の食事時間も朝8時半までに昼は12時半から1時、夕食は6時半から7時までと決められていた。食堂にはビルマ人の賄い婦が2人いた。兵が多いときは食事する時間もなかった。相手にする兵士は靴も脱がず、自分でサックをして襲いかかった。1日兵士は約20人程、下士官は5、6人、将校は1、2人だったが泊りが多かった。将校は比較的、女たちに同情的で、特に処女だった女性には気の毒がって、泊まっても何もしない人もいた。性器が腫れたり、傷つくと薬を持ってくる人もいた。私は処女だったので最初のとき大きな傷を受け、出血がひどかった。

私の日本名は「金谷光子（かなたにみつこ）」で、部屋番号は2番だった。兵士は「みつこ、みつこ」と呼んでいた。今、記憶にある女は「きみ子（全羅道出身）」「春子（慶尚道）」「花子（全羅道タニャン）」の3人だ。韓国からきた2人の監視員のうち1人がここまで一緒に、騙された20人の女を慰めていた。監視員は日本人2人とその韓国人が1人だった。軍の部隊は一度も見たことがなく、遠い所にあるようだった。慰安所事務所は建物の端にあって、そこが慰安所受付だった。暑いところなので2枚のランニングを交互に洗濯して使っていた。ある時、軍はサックをまかせ、36個入りと24個入りがあったが、夜、サックの洗濯をやらされたこともあり、とても気持ち悪かった。

私がラングーンに到着したのが1944年11月頃だったが、1945年2月中旬、連合軍の猛爆撃があり、その混乱を利用して我々は慰安所を脱出した。岩岡（本名・崔）という韓国人兵士が我々を助けてくれた。大混乱する中、日本軍が乗れと言ったトラックには乗らず、我々は21人で逃げた。川を渡り、ビルマ人部落に逃げ、そこから苦勞して船に乗ったが、船が沈没。その時、コレラにかかって体力のない7人の女たちは激流にのまれて溺死。結局、岩岡・岩谷・金山・金谷（私）の4名が生き延びた。

8月15日の日本敗戦はラングーンの兵站にいて知った。戦争が終わり、韓国に帰ることを考え、3日後、貨車でバンコックに向かった。岩谷は故国には帰らないと言い出し、その年の9月、岩岡、金山、私の3人で釜山に着

いた。

その後、仁川の食堂で働いている時、勤める人がいて15才年上の男性のセカンド(2号)になり、娘2人を産んだ。その夫も亡くなり、現在はある大学教授の家に住み込みの家政婦として20年以上勤めている。

一番上の姉も満州に慰安婦として連れて行かれた。去年暮れ、思い切って慰安婦だったことを申告した。

(7)

1922年、私は忠清南道大川の貧しい小作農家に生まれた。私が満16才のとき、母が村の娘が狩りだされていることを聞きつけ、お前も危ないからもっと山奥の叔母の家に行き隠れるように言い付けた。これまでも、娘を出せと官憲が来て母を靴で蹴ったり殴ったりして、おどかしたが、母は身をもって隠してくれた。私は、叔母の家に逃げようと5日後、昼ご飯の後、目立たないように頭からチマをかぶり、山道を一人で歩いていた。1時間ほど歩いてきた時、突然、日本軍人が現れ捕まえられた。拳骨で頭を殴られ鼻血でひるんだところを担ぎあげられ、トラックに運ばれた。トラックには日本女性が2人、監視員として乗っており、娘たちは38人くらいが捆まえられていた。18才より若い娘で互いに手を取り合い「私たちはもう死んだも同然だ」と泣いた。もう1台のトラックにも20人程の娘が乗せられていた。その日着いた所には倉庫があり、我々はその夜、握り飯と水を与えられ、何日かは夜だけ移動が続いた。それから汽車で2日間行き、3日目に着いたところが北支の「タイカチン」だと聞いた。そこからさらにトラックに移され3、4時間かかって「オオテサン」という所で降ろされた。慰安所は城壁の中の部隊の中にあった。38人はそれぞれ板で区切られた2畳ほどの部屋に詰め込まれた。床は板の上に軍隊毛布を敷いただけで、入り口にはカーテンがかかっただけだった。食事は決まった軍人が運んできたが、飯ごう飯と味噌汁が主だった。最初、監視は厳しく、5人の兵隊が1時間交替で見張っていたが、1年位たつと3人に減った。朝は一般の兵士、午後は少尉・中尉が、夜は班長が主にやってきた。私は逃げようとしたが城壁も高く、監視が見張っているため逃げられなかった。結局、ここに2年半いて私は逃亡した。

ある時、我々は「大日本国防婦人会」のタスキを掛けさせられ、慰安所の外に出されることもあった。その時は決まって八路軍捕虜の「肝だめし」を見せられた。座らされた捕虜の前に穴を掘り、日本軍人が刀で捕虜の首を跳ねるのだ。首が斬られ、まだ身体がピクピク動いているのも見た。また、シ

エバードに捕虜を追わせ、噛みついて気絶した男を穴に入れ銃剣で刺し殺す所も何度か見た。こうしたところを10回以上見たと記憶する。

衣服は最初、チマチョゴリだったが、軍から日本の着物、帯、長襦袢、腰巻きなどが配られ、戦勝の宴会などでは、着物着服の命令が出、城壁の外で催された将校の宴などにはべらされた。休みは1ヶ月に1度、日曜日が当てられた。しかし1日に相手する人数は30人、40人で、次から次へと男たちがやって来た。腰も足も痛くて死んだ方がいいと思ったことは限りが無い。月経の時は「私はメンスよ」といい、下着も汚したままにした。そのほうが客が来ないからだ。だがメンスであろうが、身体が痛かろうが兵隊たちは欲望のままに我々の体を利用した。メンスでもコンドームをつけて相手をさせる兵隊もいた。

慰安所でお金をもらったことは1度もなかった。ただ、1カ月に1度、慰問袋が配られ、これが唯一の楽しみだった。袋の中には、石けん、クリーム、歯ブラシ、千人針、腰巻き、缶詰などが入っていた。しかし兵隊たちは何か気にいらないと「朝鮮人が…」「この野郎！朝鮮人のくせに張り倒してやる！」と差別、罵声を浴びせた。こうした状況のもとで、自殺、病死で死んでいった女も多い。そして2年半くらい後、城壁の中で軍人相手に衣服商売をしていた朝鮮人夫婦と知り合い、状況を打ち明け逃げることを頼んだ。彼は天津に引っ越すので、いい日時を知らせろと言い、結局私は衣服箱の中に隠れ、慰安所から脱出したのだった。そして私はその衣服商の養女として天津で暮らし、24才の頃(1946年)、彼らと共に帰国したのだった。故郷に帰ってみると、父は軍属として私が連行された5ヶ月後に南洋群島に徴用され戦死し、妹は戦時中に死んで、兄だけが残っていた。(その兄も10年前に死亡)

私は本籍をソウルに移し、一人で働きながら生きてきた。しかし慰安婦だった過去については恥と思い、一切誰にも話さず、自分の過去がばれそうになると、人知れず姿を消した。こうして5回引っ越したことがある。今は持病の糖尿病もひどくなり、働くこともできず、身寄りもなく、水道、トイレもない部屋に月4万ウォンの家賃さえ払いきれず、生活保護をもらって細々生きている。月3万ウォンと米10キロの生活保護だけでは到底生きてはいけず、体の調子のいい時には宴会の手伝い、ニンニクの皮むきで1キロ250ウォンの内職をしながら、頑張ってきた。しかし時々自殺したいと思う。正直に告白すれば今日の聞き取りまでは、5月に死のうと思っていた。だが日本に対し思いのたけをぶつけるまでは、又、南洋群島で日本のために死ん

だ父の墓を建てるまではと思ひなおして、今日まで歯を食いしばり生きてきたのだ。

(8)

私は1927年(戸籍上は1929年)慶尚北道永川に生まれた。父はテグの法律学校を卒業、弁護士をしていた。4人兄弟の長女の私は永川中部小学校4年まで通学していた。学校では日本語を教え韓国語は習わなかった。満11才のころ、一家がウルサンに引っ越し、さらに釜山に引っ越そうとしている時、私は日本人と通訳の2人の男によって「拉致」された。

それは1938年の10月頃の朝10時くらいのことだったと記憶する。ウルサンの村で「母ちゃん、この子をどうするか、捨てておいて可哀相…」こうした歌を歌いながら、縄跳びをして遊んでいた時、2人の男が声をかけたのだった。「お父さんが呼んでいる、一緒に行こう」と言い、3人の女の子で遊んでいたが私だけを連れ出したのだった。私は黒いチマ、白いチョゴリの普通の格好をしていたが、体格もよく14才位に見えたのではないかと思う。

男たちはウルサン市内の下宿専用の「チョウミョンギル(趙明吉?)」の家に連れ込まれた。私は途中でおかしいと思い「家に帰る」と抵抗したが、男たちは無理やりその家に引っ張りこんだのだった。裏から下宿屋の部屋に入れられると15、6才の女が3人いた。私は「はるこ」という名を付けられ、私の後に「とき子」と呼ばれる韓国人女性が連れられてきた。私は両親に会いたいと言うと、日本人に「黙っている」と言われ殴られた。約3ヶ月間、その家で監禁状態で閉じ込められた。トイレも小は部屋の中のオマルで済ますよう言われ、大は監視がついて外のトイレまで付いてくる状態だった。その間、2人の男は朝鮮北部に女たちを集めに行ったのだが、チョウ夫婦が厳しい監視をした。部屋は鍵をかけ、窓には格子がはめられ、とても逃げだすことは無理だった。5人の女はどこに連れられて行くのか恐怖と不安で毎日のように泣き続けていた。

5人の女のうち、一番年上は晋州出身の「まさ子」で18才。私と同じ永川出身の「とき子」18才、次が全羅道出身の「あい子」17才。同じく17才の浦項出身の「うめ子」、私が一番幼く数えて12才だった。男たちはうまく女を捕まえられなかったのか2人だけで帰ってきた。それから我々はウルサンから釜山まで汽車に乗り、連絡船に乗ろうとした。私の年が12才なので乗船が無理なので14才に見せるため、靴底に紙を詰めて背を高くし

男たちに脅かされながら14才だと答えて、何とか乗船許可書のスタンプを押してもらったのだった。当時は14才から就労しても良かったからだ。14才未満だと親の許可が必要だった。

釜山では一泊もせず、夕方5時半頃出航し、翌朝10時頃に下関に着いた。下関で、ある部屋に連れて行かれ、そこには38人の女たちが集められていた。下関の元締めらしい男の名は「にはら（二原）」といい、我々を拉致した男は「中村」と呼ばれていた。

下関では15日間居たが、そこで女たちは今から思うと慰安所に必要な数字の数え方、「いらっしゃいませ、今日は、今晚は」程度の簡単な日本語会話、カタカナ、日本の歌などを教えられた。日本の歌は「東京音頭」「八木節」「おはら節」などだった。（彼女は実際に歌ってくれたが「東京音頭」は今でもほぼ完璧に歌った）板間の部屋で練習させられたが、ここでも逃げだす機会は無かった。言葉も分からず、お金も無く、地理も分からなかったからだ。ここでは「（旅館の）仲居さん」が我々の監視役だった。

1939年の2月頃、我々38名は二村に引率され連絡船に乗せられ、台湾・高雄に着いた。高雄には日本人が出迎えに来ており、高雄から汽車に乗って「しょうか（彰化か?）」というところに全員が連れていかれた。「しょうか」には大きな料亭がいっぱいあり、こうした店に6人、7人と分けられ、38人の女たちは売られた。

私は7人グループで、ある料亭に売られたが料亭の名は今、記憶にない。料亭の女性たちは着物姿の芸者スタイルだったが、朝鮮人が多く、台湾の女性もいた。7名のうち、5名はウルサンで集められた「とき子」「まさ子」「うめ子」「あい子」「はる子」の私たちだった。私は12才と幼く「商売（慰安婦）」はまだ無理だということで掃除、洗濯など雑役の手伝いに回され、14才になれば商売させるということだった。その料亭には兵隊や民間人が多く来ていた。私はその店で2ヶ月と一週間位働いた後のある夜、逃げだした。とにかく「しょうか」から先の港町の方に必死で走り、港町の遊廓街に出たとき、朝鮮人の女性に出会った。私は「逃げだしてきたのだが、警察はどこか?」と尋ね、その町の警察に逃げ込み保護を求めたのだった。

「どこから来た? 朝鮮ピーではないか。本籍はどこか?」などと聞かれ、朝鮮人の通訳で事情を話したところ、故郷の実家に照会するからそれまで待つように言われた。後に帰国して家族から聞いたことだが、確かに日本の警察がサーベルをさげ、いかめしく確認に来たという。対応した母親は驚いて関わりあいを避けるため、「そんな娘はいない」と答えたという。照会から

1ヵ月後、台湾に回答がきたが、私は結局、身元不詳とされた。ところが「ふじもと」という警察部長が行き場が無いなら自分の家の女中として食事と寝る場所を保証するという条件で、ふじもと部長の家に引き取られることになったのだった。その家では夫人（さだ子？）と2女1男の3人の子供がいた。私は、ふじもと部長の家で5年間、女中として働き「こはな（小花？）」と呼ばれていた。

私が満16才になった1943年の秋頃、部長一家は日本に引き揚げることになり、その時、憲兵隊に「慰安所から逃げだした朝鮮ピーがいる」と申告。「特攻隊」の部隊から伍長が私を引き取りにきた。私はその伍長に付いて行くより仕方がなかった。

連行されたところは高雄郊外の山の中の中学を改造した慰安所で、航空隊（特攻隊）専用の慰安所だった。慰安所には40名の慰安婦がいて、全員が朝鮮人だった。慰安所はひとつの教室をベニヤ板で3つに区切っていたが区切った板は天井までは無く、人の背より高い程度だった。それぞれの部屋に畳2枚を敷いて入り口には窓があった。外の廊下に受付があり、兵隊たちは廊下の外の運動場に並んで順番を待っていた。客は軍人だけで民間人は全く居なかった。9時から12時までが一般の兵隊で、12時以降は下士官、将校が来ていた。衣類は毛布1枚だけで、コンドームも持ってくる人と持っていない人がいた。兵隊を10人くらい受け入れると疲れ果ててしまったが、教室の中に監督者がいて、女性がグッタリすると引っ張り出して休ませていた。食事は朝、夕の2回だけで、学校の中の食堂で食べた。ご飯は長いアラビア米でタクアンに味噌汁というものだった。性病検査は1ヶ月に3回あり、女性たちが列をつくり軍医と衛生兵が入念に調べた。特に梅毒に罹っていようものなら「けしからん奴だ、お前なんか死んでもいいんだ」という態度で憎まれ、実際に食事もくれず、弱って死ぬと慰安婦はどんどん補充されてきた。だいたい10名のうち3人は死んだのではと思う。梅毒予防として「606号」という注射を何度も受けた。これはホルモン注射で健康にいいんだと聞かされた。また、ある薬を飲まされたが、何の為の薬だったかは分からない。

私のいた慰安所には、同じ朝鮮人の特攻隊員も来た。「私はいついつ飛び立つが、お前は生き延びて故郷に帰れ」と言われた。彼らは行きの燃料しか与えられず高雄から大勢の朝鮮人特攻隊が飛び立ち、死んでいった。朝鮮人の特攻隊員が慰安所に来ると、私は悲しくて特攻隊の歌を歌ったりしながら、一晩中泣き明かした。特攻隊が飛び立つのは何度も見たが、帰ってきたのは

一度も見なかった。

8月15日はラジオの放送があり、突然、軍人たちが逃げだし始めた。私も逃げたが、台湾の人には我々慰安婦も敵だと思われていて、竹槍で刺し殺された慰安婦も目撃した。そのため、私は中国人の衣服を市場で買い、中国人の格好をして逃げた。我々慰安婦は山の中に逃げ、バナナや畑のさとうきびを盗んで食べた。慰安婦たちはそのうちバラバラになり、私はとき子と中国人女性の3人で、中国人の放浪芸人になりすまし、各地で中国の歌や踊りを見せながら台北まで流れていった。約1年間、こうして3人で台湾各地を歩いたが、我々が朝鮮人だと知れると殺される危険があったので、隠れて移動していた。敗戦1年後くらいの時、下水道を抜けると海に出た。そこは台北の近くだったと思うが、その時、韓国人捕虜たちを乗せた貨物船が見え、我々は着物を振って合図をしたらボートが近付いて来た。こうして私とき子は貨物船に救出され、釜山に向かったのだった。船中で我々はのど自慢に出演、優勝して金の指輪をもらったことを覚えている。

故郷に10年ぶりに帰って見ると父は亡く、母が子供3人の面倒をみていた。しかし私は実家に身は寄せられず、単身、釜山に出て国際市場で派遣婦をした。永川出身のとき子は故郷に帰り結婚したようだが帰国して以来、一度も会ってはいない。その後私は料理士を10年くらいやり、少しお金を儲けてやっと自分の店を持ったのだった。今は30人ほど収容できる「餃専門店」を切り盛りしながら、細々と暮らしている。これまで結婚しなかったのは、自分が慰安婦になったことが心に引っ掛かり、どうせ結婚しても長くは続かないと思ったからだ。どうせ離婚するなら最初からしない方がいいと結婚は諦めた。ずっと一人暮らしで養子もない。

去年の7月13日「釜山日報」に慰安婦だったことを告白したのだが記事にはならず不可解に思っているとき、運悪く私は軽い中風に罹ってしまった。今も軽い後遺症が残り、歩くことと喋りがちょっと不自由だ。

最近、私は涙が枯れたのか泣けなくなった。しかし宮沢訪韓の時は昔のことが思い出されて2日間も眠れなかった。日本は謙虚に過去を反省、謝罪すべきだ。日本によって私の一生は…（あとは言葉にならず号泣するのみだった。）

(9) 文玉珠は、1924年4月3日に慶尚北道テグで生まれた。父と母は働いていたが、決まった仕事はなかった。テグの大明洞（テミョンドン）の借家に住んでいたが、火葬場が隣にあるような所であった。兄弟は男2人、

女2人で文玉珠は上から3番目だった。文玉珠の家族はいつも食べるものがなくお腹がへっていた。米など食べられなかった。貧しい人だけが行く私立の夜間学校に3年間行ったところで、お金が無く中退せざるを得なかった。その後、朝鮮人や日本人の家の女中に行き、洗濯や掃除をした。5年くらい女中をしてから、家の近くの靴下の家内工場で2～3年間働いたその後、しばらくは家にいた。当時は仕事が余り無く、失業をしていたのである。そんな時に文玉珠は少し顔を知っていた男から「ちょっと遠い所だが食堂で働けばお金が儲かる」という話を聞かされた。その男はテグに住んでいる朝鮮人だが、洋服を着てネクタイをして靴を履いていた。その男の姓は宋（ソン）で、日本名は松本と言った。どこへ行くのか聞いたら、はっきりとは教えてくれなかったが「暖かい国だ」と言ったので、外国に行くのだと思った。松本は「故郷に金を送ったら家族が楽に暮らせる」というので、文玉珠は生活が苦しいのでやむなく行くことにした。

20日後に出発することになった。家族に知られたら叱られて行かせてもらえないので、誰にも知らせないまま家を出た。従って、家からは何も持ち出せなかった。出発前にはお金はもらえず、着いてから必要な物は何でもくれるということを知られた。

1942年7月9日に今と同じ場所にあったテグ駅から汽車で釜山に出発した。松本は文玉珠を含め、15才から21才の女を17人集めていた。その日は釜山の「甲乙旅館」という旅館に泊り、翌日船に乗った。親に何も言っていないので、釜山港を出るときには、悲しくて涙が出た。

この船は6千トン位で、文玉珠らは船の一番底にいた。そこには松本のよ様な朝鮮人の男10人に連れてこられた女性が150～200人程乗っていた。他に、朝鮮人の女10人、男20人がいたが、商売人らしい人もいた。日本軍人も乗り込んでいたようで、米軍の飛行機が飛んでくると船から鉄砲を撃っていた。救命服を着た時には、普段は上がれない船の上に上がったので米軍機を見た。日本の飛行機が守りに来たこともある。

台湾、シンガポール、サイゴンに寄り、20日間程かかって7月末、ビルマのラングーンに着いた。ここには10日いたが、この時に初めて慰安婦として日本軍の部隊に配属されると聞いた。教えてくれたのは兵隊として来ていた朝鮮人であった。「お前は慰安婦になる。間違ったことをした」と言われた。文玉珠以外の女たちも食堂で働くと思っていたので、びっくりして昼も夜も泣いていた。

ビルマに着いてすぐに自殺した人もいた。雨の降る日に5里離れた所まで

行き、川に飛び込んだのである。2～3日してから、それを見つけたビルマ人が教えてくれた。油をかけて焼いた。

ラングーンでは各前線部隊からの出迎えがあり、約100人の女たちは15人から20人ずつに分けられ、一人の引率者と共に10台のトラックに分乗して各方面にバラバラになった。文玉珠ら17人は出迎えた「タテ84マルマル部隊」の少尉、下士官に案内されトラックでマンダレーに行った。兵隊の肩には○に「さ」の字が入っているマークが付いていた。

慰安所は個人の家を利用し、部屋をムシロで仕切っただけの所であったが、それは10人以上の兵隊が来て作ったものである。仕切るといっても、上の方は開いているので背の高い兵隊なら覗けた。

慰安所は朝9時からであったが、8時からの時もあった。料金は兵隊は1円50銭、下士官2円、大尉・中尉・少尉が2円50銭、大佐・中佐・少佐が3円で、時間は1時間ということになっていたが、その時間は守られなかった。だから一人で1日30人～70人相手をさせられることもあった。

兵隊の外出日は部隊ごとに違うので、毎日交替で来た。兵隊は部隊に戻る時間が決まっていたが、将校は時間制限が無かった。朝鮮人の軍人・軍属も慰安所に来たが、同じ民族の私たちが可哀相だと、一緒に泣いたこともあった。

慰安所の名は「テグ館」といい、軍人・軍属以外は立入禁止であった。文玉珠は日本名で「文原吉子」と呼ばれていた。他には15才～22才までの女たちが16人いて「つばめ」「ひろ子」「あき子」「きみ子」「ひふみ」などの源氏名で呼ばれていた。

兵隊たちのいる部隊と慰安所は離れていて、兵隊たちが文玉珠らを見張っているようなことは無かったが、文玉珠らは師団司令部の「外出証明書」が無ければ慰安所から外には出られなかった。この証明書は、軍人・軍属の外出の際にも必要であった。手書きの書類であったが、たまには印刷されたものもあった。月に1回の休みには、この証明書をもって5～6人で外出をした。証明書には「文原吉子他○名」「何時から何時まで」と書かれ時間通りに帰らないと大変であった。

文玉珠らは週に1回、部屋の消毒と部隊の軍医による性病検査を受けさせられたが、性病に罹っても入院などできず、慰安所の自分の部屋で寝ているだけであった。生理の時でも、何度も洗って脱脂綿を入れて血を出さないようにして相手をさせられた。休んでいると兵隊が部隊に戻り報告し、呼ばれて叱られることもあった。その時には言い争いになった。

兵隊から「朝鮮ビー」「朝鮮人のくせに」と言われることもあった。ある時、酔っぱらった下士官が来た。文玉珠は生理の最中だったので断ったところ、その下士官は「嘘をつくな」と怒って、日本刀を降り回してきた。文玉珠は「同じ大日本帝国の女性をどうして殺そうとするのか。そんなに馬鹿にするなら朝鮮を独立させてくれ」と刃向かったら、その下士官は文玉珠に日本刀で斬りつけてきた。文玉珠は思わず刀を奪い、気がつくやうに反対にその下士官を刺していた。その下士官は死に、文玉珠は軍事裁判にかけられた。しかし正当防衛が認められ無罪となった。同じ日本軍人も「彼は酒癖が悪く、慰安婦たちを口汚く罵っていたのでバチ当たりだ」と言っていた。

慰安所受付で兵隊は料金と引き替えに慰安所切符を受け取り、部屋に入り文玉珠らに渡していた。毎晩、集まった切符を文玉珠らは松本に渡し、月に1回、半額が現金で女性たちに渡された。しかし、この中からご飯のおかずや服や煙草を自分で買い、辛い時は酒も飲んだので、みんな生活費になってしまった。貯金した1万5千円のお金は兵隊からのチップであった。慰安所のある所には「野戦郵便局」があり、兵隊が利用していた。一般の人は利用できなかった。慰安婦は軍属扱いであったので、文玉珠もここに貯金をしていて、自分で行ったり、兵隊に頼んだりした。

マンダレーには「テグ館」を含めて慰安所は3カ所あり、どこも慰安婦は朝鮮人だった。文玉珠らはここに6ヶ月位いた後、最前線のアキャブというインドに近い所に移された。その時は、船で移動した。5～6人乗れる船で、敵の飛行機に見つからないように川に添って隠れながら移動した。火を使うと見つかるというので、2～3日食物を作れないこともあった。慰安所での食事は松本とその妻が作っていたが、移動の時は兵隊が持ってくるものを食べた。文玉珠らが、アキャブに到着、2～3日してからマンダレーにいた同じ部隊がやって来た。

アキャブには1年以上いたが、その途中で松本は姿を消し慰安所は軍が直接管理した。ここには慰安所が4カ所あり、その内2カ所には日本人の女性がいて、その一つは将校専用の慰安所であった。ここでは空襲が激しく文玉珠の足には今も爆弾の破片による傷跡がある。爆撃で死んだ女性もいた。

次にアキャブから300キロ離れたブロームに移り、7ヶ月以上いた後、ラングーンに戻り2～3ヶ月いた。そこには「ラングーン会館」という看板が掛かっていた。ビルマで覚えた日本やビルマの歌を文玉珠は今でもはっきり覚えている。当時、ビルマ方面で流行した歌は「男はやっぱり赤禪、赤禪、大和撫子私らも勝ってくるぞと勇ましく、勇ましく。娘には血の心ゆき。モ

ンベ姿の勇ましき」というものだった。

その後タイのバンコクへ行き、2ヶ月ほど軍の寮のような所で軍属の人たちと生活をした。朝鮮人の軍属もいたが、文玉珠らも軍属扱いであった。それから軍の命令でアユタヤの「アユタヤ陸軍野戦病院」に負傷兵の看護に行った。正式の看護婦は14～15人いて、全員日本赤十字の看護婦だった。文玉珠らは1ヶ月の教育を受け、注射、包帯の巻き方、止血、脈のとり方、体温の測り方、マラリアやできものの治療法などを教えられた。文玉珠らの臨時看護婦の服は自分たちで作るよう言われたので、正式のものとは違ったものの、赤十字のマークをつけた丸い帽子までかぶった。

病院には兵士・下士官病棟には100人、尉官病棟には14人、佐官病棟には50人ほどが入院していて、肺病病棟もあった。文玉珠ら臨時看護婦は兵隊と下士官の病棟を担当させられたが、この人たちは負傷が酷く重傷のため叫び声が絶えず、看護は大変だった。

文玉珠らは数か月、病院で働いている時、日本の無条件降伏を知った。8月16日に知ったが、下士官が「お前たちは独立した。僕らは負けたんだ」と泣いていた。文玉珠らは、それまで日本が勝っているのか負けているのか知らなかった。

3ヵ月後、文玉珠らは帰国することができたが、テグから一緒に行った17人のうち、5人は投身自殺、薬物自殺、病気で死に、12人だけが生き残っていた。赤十字の帰国船には千人位の軍人・軍属・民間人・慰安婦たちが乗り込んでいたが、同じ慰安婦でもラングーンなどの都会にいた女たちは顔色もよかった。文玉珠らは乞食のような姿だったが、それでも生き延びて故郷に帰れると全員が泣いた。

船は下関に着くと聞いていたが朝鮮の仁川に着いた。文玉珠は下関に本社がある「野戦郵便局」に1万円貯金していたので下関に行きたかった。だから仁川に着いても船の中に3～4日いた。結局ビルマに行ってから名前「文原吉子」名義の通帳はお金に替えることも出来ずに無くしてしまった。貯めたお金の1万5千円の中から手紙と一緒にタイからテグの実家に5千円を送った時、下士官に「故郷に全部遅れ。お前はバカだ」と言われた。多分、日本が戦争に負けると知っていたからであろう。

船を降りるとき、ポンプで白い粉をかけられ、消毒をされた。テグに帰ると、家族は泣いて喜んだ。終戦から3～4ヶ月経っていた。家族は食堂で働いていたと思い込んでいた。文玉珠は結婚をしなかった。慰安婦をしていたし、お金もなかったからである。12年前に子宮が痛かったので病院に行っ

たら子宮内膜炎とのことで、手術でラッパ管を切除した。今でも子宮が痛く、腰が痛い、これも慰安婦にさせられ無理をしたためだと文玉珠は考えている。

(10)

原告沈美子（シム・ミヂャ）は、1924年2月4日、朝鮮黄海道の農村で出生し、鳳山国民学校に通学していた。

1940年3月15日、当時鳳山国民学校の担任であったミリイチ先生が沈美子の家に家庭訪問をした際、木槿の絵を下絵にした朝鮮地図の掛け軸が玄関に飾ってあるのを見て「よくできている」と褒めてくれた。そして今度は花をつけた日本地図の刺繍を作って欲しいと沈美子に言った。

沈美子は、母が人からチマ・チョゴリを作るよう頼まれて預かっていた絹の布を切り取り、これに朝顔を背景にあしらった日本の地図を刺繍した。沈美子は、このため母から非常に怒られたが、学校にこの日本地図の刺繍を持っていくと、ミリイチ先生はとても綺麗だと言って褒めてくれ、教務室に掛けて飾った。

ところがある時、警官が学校に来て沈美子を呼び出し、なぜ日本の地図に日本の花である桜を描かなかったのかと追及し、学校の隣にあった警察署に沈美子を連行した。

警官は沈美子を警察署の宿直室に連込み、いきなり顔を寄せてきたので沈美子は抵抗して警官の耳を強く噛んだ。その警官は非常に怒り、沈美子を殴ったり蹴ったりして強姦を遂げた。

当時、沈美子の父は満州へ行ったまま家にはほとんど帰らなかった。そこで、その警官は沈美子に対して、この点を追及し、お前の父は独立運動家でありお前も同じ思想を持っているのだらうと決め付けて拷問を加えた。例えば沈美子の両足を重ねて電気線で縛り、電気を通じさせた。沈美子は体中が痺れ、そのため現在に至るまで骨盤と足に症状が残っている。この拷問によって沈美子は2、3日間、頭がボーッとなってしまったが、意識が回復すると再び拷問が再開された。爪の間に竹を差し込まれたり、焼きゴテを肩に押しつけられたりした。その痣は現在も左肩周辺に4箇所残っている。食事は勿論与えられなかった。沈美子は拷問中耐えられなくなって意識を失ってしまったが、次に気がついた時には知らない場所に移されていた。

「ここはどこか」と同室の女性たちに聞くと、日本の「福岡」という所だと言われた。海が近くにあった。そこは軍の慰安所だったのである。20数

41

付
が
が
度

骨丸寺

—

0.1 (20%)

•

内約7割の女性がここで軍人の相手をしている間に梅毒に侵されてしまった。一応週に1回梅毒の検査をすることになってはいたが、それが実際に守られたのは来て最初の内だけであった。感染防止の為のサック使用も、将校は必ず守っていたが、兵には嫌がる者が多く、女性たちはサックを使用しない兵士たちから梅毒をうつされるのであった。この慰安所で沈美子は鈴木という憲兵将校に気に入られた。ある時、沈美子が鈴木に「慰安所の中にだけいるのは嫌だ。外を見に連れて行って欲しい」と頼んだところ、鈴木は沈美子を車に乗せ、30分ほど走って街のぜんざい屋に連れて行ってくれた。ぜんざいは美味しかったが、沈美子は戸外の光景を見たことによって、益々慰安所の生活が辛くなってしまった。戸外では着物を着た日本の女が男と腕を組み歌を歌いながら楽しそうにしていたのであった。沈美子は、その女が歌っていた歌詞までよく覚えている。「会いたさ、見たさに怖さを忘れ」という歌詞であった。沈美子は自由に好き放題をしている日本の女と比べて自分のおかれた境遇を思い、いよいよ辛い気持ちになったのである。しかし鈴木は「天皇陛下の命令で朝鮮の女はみな慰安婦にさせられる。そうなると慰安婦が増えるから、お前も度々外に連れ出してやれるようになる」という話をしていた。

その慰安所では兵士は気が荒く、性行為を拒否して殴り殺された慰安婦もいた。一人の兵士の時間が長くなると、待っている次の兵士が外から個室の扉を叩き「早く替われ」と怒鳴るのであった。そこで沈美子が「早く退いてください」と言って行為中兵士を下から押したところ、怒った兵士に銃で脅かされたこともある。慰安所の女性たちの中には妊娠した者もいたが、妊娠しても構わずに軍人の相手をさせられていた。

その後テント付きのトラックで神戸の慰安所に移動し、そこに約8ヶ月いた後、さらに大阪の慰安所に移された。神戸も大阪も、将校専用の慰安所であった。仕事も1日に7、8名の将校の相手をするだけでよく、食事も良くなり「福岡」に比べればずっと楽になった。しかし沈美子は「福岡」、神戸、大阪を通じて金銭を受け取ったことは一度もない。

沈美子は1945年8月15日、大阪で日本敗戦を迎えた。その後、友人の知り合いの人に紹介され暫らく大阪の工場で働くなどしていたが、故郷が恋しくなり1953年韓国に帰国した。現在は生活保護として月に3万ウォン及び米10キログラムを支給されて暮らしている。

91年12月8日 在日韓国青年連合主催
「戦後補償問題を考える集い」にて

金敬得弁護士講演録

戦後補償問題とは

いま紹介を受けましたウリ法律事務所の金敬得です。1時間ほどですが、話を始めていきたいと思います。

現在日本では、日本のアジア植民地支配に対する戦後補償の問題が、いくつか裁判などで問題になっています。在日韓国人の戦傷者の方は、たとえば大阪地裁で91年の1月に裁判を提起した鄭商根さん。東京では、鄭商根さんと似たような境遇にあってやはり戦傷者の方ですけれども、神奈川の石成基さん、それから埼玉県の陳石一さんがいます。彼らはいま厚生大臣に対して「戦傷病者戦没者遺族等援護法」をめぐる障害年金の申し立てを（厚生大臣から却下されて今「異議申し立て」の段階ですが）しています。私は神奈川の石成基さんと埼玉の陳石一さんの代理人でこの問題にかかわっています。それから東京地裁で90年から、サハリン帰還者の戦後補償問題が提起されています。サハリンにいる韓国人については、1975年の暮れから14年間訴訟をしてきたわけですが、韓国とソ連の関係改善で帰還すること自体は一旦認められ、帰還させるという訴訟は89年の段階で終わりました。しかし彼らは帰還をしても、韓国で十分な生活の手立てがない、あるいはまだサハリンに残っている高齢者の方で、韓国に帰っても生活できないという不安があって帰れないという人がいますので、彼らがやはり日本政府相手に訴訟を起こしているわけです。サハリン帰還者の裁判は代理人の一人として私もやっています。私に関与しているそういう事件以外にも、91年の11月に、在日韓国人のBC級戦犯の方々がやはり日本の補償を求める裁判を東京地裁に訴えています。それから12月6日、今日ここにお見えになっている「太平洋戦争犠牲者遺族会」の方々が、東京地裁に裁判を提起されました。この裁判に私は原告代理人としては関わっていませんが、私の事務所にいる梁文洙弁護士が弁護団に入っています。これらの事件にはそれぞれ共通しているところがあり、私が具体的に担当している事件はその一部だとしても、だいたい関心

を持っていて、法的なところは弁護団同士の情報交換をしていますので、そういうところから今日、私がここに呼ばれたのではないかと思います。私がいま担当している事件を中心に、どういうところが問題になっているかを若干、話していきたいと思います。

戦傷病者戦没者遺族等援護法と 在日韓国人戦傷者の闘い

私がいま担当している事件は、いずれも、在日韓国人の戦傷者の方です。日本の軍属として、石成基さん、それから大阪の鄭商根さんもマーシャル群島に送られています。石さんは、マーシャル群島のウォッゼ島という所で軍属として陣地構築に従事していた時にアメリカの爆撃を受け右腕を失いました。こういう方々が仮に日本人であれば、現在、年間約 350 万円の年金が出ます。陳石一さんも同じです。陳さんは、海軍の軍属として輸送船に乗っているところをアメリカ軍の爆撃で左足をなくします。戦傷病者戦没者遺族等援護法というのは障害の程度によって年金額が違い、鄭商根さん、石成基さんのような場合はだいたい年間 350 万円ですが、陳石一さんの場合は年間約 270 万です。しかし韓国・朝鮮人は年金をもらえていないわけです。

彼らは今、厚生大臣への申し立てあるいは裁判所への提訴という手段をとっており、彼らが裁判あるいは厚生大臣への異議申し立てという手続きを取ったのは91年ですが、これは何も彼らが91年になって初めてそういう請求、要求をしたわけではないのです。日本の軍人に対する補償、年金には、戦前から非常に手厚いものがありました。いま、いわゆる「恩給法」と呼ばれているものがありますが、これはもともと大正に作られたものですから、戦前からあったかなり古い法律です。しかし、日本の敗戦でGHQが日本を占領しますが、そのGHQがこの恩給法、軍人恩給を停止したのです。これはなぜかといいますと、国と特別な関係にある軍人という人々に対して特別な恩給を出すことは軍国主義の温床になる、彼らこそが日本の軍国主義を引き起こしたのではないか、だから彼らだけに国が手厚い保護を出すことは軍国主義の温床になるので、これは停止すべきだ。こういうことでGHQはこれを停止してしまったわけです。GHQの考え方は、そういう生活の恩給や年金などは、社会保障一般から軍人であれ被災者であれ、生活に困っている、あるいは傷害を受けた、そういう基準で行なうべきであって、軍隊に行き、軍人軍属として、それで被害を受けたから、そういう人々だから、特別に補償を

そ
が
若

するというのは考え方が間違っているというものです。こういうGHQの考え方で軍人恩給は停止されてしまう。しかし、やはり国と特別な関係があって軍人軍属として戦場に送った人に対する補償は一般人よりは手厚くしないといけないという日本政府の考え方は抜きがたいものになり、GHQの占領が解かれる「サンフランシスコ講和条約」のころから、何らかの形で軍人軍属に対する補償は復活しなければいけないという論理が非常に活発になってくるわけです。

。 詳
軍
し
出
て
事
き
用

1952年4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効して、日本は独立を回復します。その2日後の4月30日に、戦傷病者戦没者遺族等援護法という戦後の戦争犠牲者援護補償法体系のいちばん最初の法律ができるわけです。独立から2日後です。この法律はどういう法律かというと、軍人軍属等で戦争に従事したことによって負傷、あるいは死亡した方々に対して、負傷者には障害年金を、それから死亡者には遺族の方々に遺族年金を出すという法律です。そして、この法律は52年の4月30日に公布・施行されるのですが、この法律の中では4月1日にさかのぼってこの法律を適用するというふうになっています。この辺の議論は省きますが、一方で、韓国人・朝鮮人の「日本国籍」は4月28日の「平和条約」の発効によって失われているという解釈を日本政府は一貫してやってきているので、4月1日というこの法律の適用時点ではいまだ「日本国籍」が失っていないわけです。日本国籍を失えばこの法律の適用を受けないという条項はあったのですが、韓国人・朝鮮人は4月1日時点では「日本国籍」を持っているわけです。ところが、韓国人・朝鮮人を障害年金あるいは遺族年金の対象とすることは避けたいという考えを日本政府は持っていたのです。日本政府は、やがて行なわれる二国間協定でこの問題は処理しようという考え方だったのです。ですから、韓国人あるいは台湾人という日本の植民地支配を受けた人々に対しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用対象にしないという手続きを取ったのです。どういう形でそれを行なったかということ、「戸籍法」の適用を受けない者については当分の間この法律の適用を停止するというものです。

つまり、日本の解釈では、4月1日の時点では朝鮮人・台湾人は「日本国籍」を有していたけれども、彼らからこの法律の適用を排除したい、そのために使ったのが「戸籍法」ということです。「戸籍法の適用を受けない者」、この条項は今も残っていますが、「日本戸籍」は朝鮮植民地支配の当時は「内地戸籍」といわれていて、日本人だけが入る戸籍になっています。朝鮮人は「朝鮮戸籍」、台湾人は「台湾戸籍」というふうになっているわけです。戸

籍の移動は、本籍をたとえば朝鮮から日本に移したいからといって「朝鮮戸籍」から「日本戸籍」に入るというものではなかったわけです。戸籍によってきちんと民族関係を明らかにしていたわけです。ただし「身分変動」が生じた場合、戸籍の移動が起こります。身分変動というのは、たとえば結婚とか養子で、朝鮮人の男性が日本人の家に養子に入ったとすると、そういう人は日本の戸籍の適用を受けます。ですから、仮に日本人の家に養子に入って戦争に行き、それで傷を受けたような人は、年金がもらえます。あるいはその遺族は年金がもらえます。こういうシステムになっています。まあ、そういうことは細かいことは抜きにして、いわゆる戸籍法の適用を受けない人は法律の適用を受けません。こういうふうにして現在に至っているわけです。

石成基さん、陳石一さんらは、実はこの法律が施行された直後から、日本政府に対する援護を求める陳情などを繰り返し掲げるわけです。1963年に日本テレビで大島渚さんが監督した「忘れられた皇軍」というのがあるのですが、その中に17名の「元日本軍在日韓国人傷痍軍人会」のメンバーが出てきますが、石成基さん、陳石一さんはそういう運動を重ねるわけです。しかし日本政府の答えは、あなた方が帰化をして日本の戸籍法の適用を受けるようになれば、年金を出しましょう、ですから、あなた方は帰化をしてください、というものでした。在日韓国人傷痍軍人会のメンバーは63年の時点で17名いたわけです。そのメンバーでない人はもっとたくさんいるわけですが一応、軍人会を作って抗議行動をしたメンバーは17人です。そのうちのほとんどは、その時に日本の要求、つまり帰化をすれば年金を出すという条件をのんで、帰化をして障害年金をもらうようになったわけです。現在もらっています。そのメンバーのうちの石成基さんと陳石一さんは帰化をしませんでした。その後、帰化をした方のインタビューが雑誌「世界」に載ったことがあるのですが、彼らは別に好き好んで帰化したわけではありません。民族差別と障害者という二重の負担で生活のためにやむをえなかった、帰化したくなかったけれども障害年金を出すという条件があったからそれで仕方なしにやむなくやったんだ、と言っています。石成基さん、陳石一さん、それに鄭商根さんは帰化をせずに現在に至っています。

「日韓請求権協定」の締結とその問題点

その後、65年に「日韓条約」が締結され、「日韓請求権協定」が適用されていくわけですが、日韓会談というのは非常に長い歴史があり、65年に締結

戸
っ
生
と
人
て
そ
う
は
。
本
日
す
き
し
う
い
い
ま
よ、
そ
こ
で
書
き
ま
す
。

されるまでに約14年間にわたる歴史があるわけです。何度も中断して、第7次会談の後にやっと締結されますが、韓国側は第1次会談以来、日本に対して8項目の請求というのをずっと出してきたわけです。この「対日8項目請求」というのはかなり網羅的で、ここでいちいち言いませんが、たとえば朝鮮銀行を通して搬出された地金、地銀や郵便貯金など、かなり網羅的に入っているわけです。いま裁判をしている人に関連する項目としては、被徴用者の被害に対する補償なども入っています。しかし、この請求権8項目に対して日本側は、第4次会談までは論議にも入らないと応答しています。なぜかという、基本的に日本政府は、植民地支配が違法行為であるという認識がないわけです。「日韓併合条約」という条約によってなされたものであって合法的だというものです。日韓条約というのは、日本の朝鮮植民地支配に対する責任と謝罪が非常にあいまいな、不明確な形で終わってしまったわけですが、これは日韓請求権協定の交渉過程でも同じことだったのです。いま日朝の国交正常化交渉でやはり北朝鮮側は、賠償あるいは補償という形で、要するに植民地支配は違法であるということを前提にして交渉を臨んでいますけれども、日本側は日朝国交正常化交渉の現時点でも、やはり日韓条約と同じことを繰り返しています。

日本側にはいかなる問題が残るのかというと、「請求権」というわけです。この請求権というのはどういうことかということ、簡単に言ってしまうと、韓国国内に残っていた日本国、日本の会社あるいは日本人が持っていた財産と、それから朝鮮人が日本の国内に持っていた、日本人に対して、あるいは日本政府に対して持っていた財産なり債権なり、そういうものが「一つの国」が「二つ」になってしまったことによって財産関係でどちらが得をし、損をしたかということです。その請求権を清算しないといけない。そういう問題が残るだけだというのが日本政府の解釈なわけです。ですから、たとえば韓国政府が日本政府に対して、植民地時代に朝鮮の金を大量に日本に持ち出したではないか、朝鮮の財産を日本に強奪していったではないか、あるいは朝鮮の労働者を戦場に送って酷使したではないか、こういう要求をするわけですが、これに対して日本政府の対応は、あなた方はそういうことを言うけれども、日本人だって韓国国内にたくさんの財産を持っていて、そういうものは全部、日本の敗戦とともにアメリカの政府が没収して、それを韓国政府に引き継いだではないか、あなた方が請求権を言うのであれば日本国および日本人も韓国政府に対して請求権を言わなければならない、というものだったわけです。つまり、韓国側が請求権を持ち出せば日本側も請求権を持ち出

す、こういう形で第3次会談まで来たわけです。

この日本側の請求権に対する日韓の対立というのは、実はアメリカ政府の見解によって決着がつくわけです。というのは、サンフランシスコ講和条約で米軍政府が日本人の韓国内にある財産についてなした処分の効力を承認する旨うたわれているのですが、その解釈でアメリカは日本側にそれを請求する根拠がないという回答をするわけです。これが1957年です。これによって日本側は、「対韓請求」をこの時点でやっと引っ込めるわけです。それで第4次会談から請求権8項目についての討論に入っていくわけですが、これに対して日本側が言ったことは、あなた方の言っているその請求権云々というのはきちんとした法的根拠と証拠がない以上は認めることができないということだったのです。そうしますと、韓国の場合、時の経過や朝鮮戦争等で、非常に証拠の回収が難しくなっています。そこにもってきて、だいたい日本側はそういう強制連行の資料などを焼却したり隠したりしているわけですから、韓国側には手元にもないわけです。しかし難しくても、そこを粘り強く一つ一つ積み重ねていって、何年かかってもいい、何十年かかってもいいんだという形でやっていけば、あるいはまた違った展開になったかも知れないのですが、何しろ日韓条約というのは、当時の政治状況の中でとにかく何としても政治的妥結を早期に図らなくては行けないという政治的条件があったものですから、最後に「一括処理方式」に入ってしまうわけです。

例えば、どういう人が何名、どこにどう連れられていってどれだけの未払い賃金があるのか、あるいは何名が死亡してそれに対する補償金はいくらであるのか、また韓国内で日本に対してもっている国債や債券がどれだけあるのか、ということ細かく積み重ねた結果、これだけの補償が必要だということ、つまり請求権項目が「積み上げ方式」という形になっていればまた少し展開が違ったのではないかと思います。そういうことではなくて、そういうことをやるのは非常に大変な作業であるので、もうとにかく一括的に処理しようということになったわけです。それが「有償・無償5億ドル」と「3億ドル以上の民間借款」という形で終わってしまうわけです。これはそういう証拠を積み重ねていくのが難しいということ以上に、実はやはり植民地支配に対する日韓両政府の意識の違いが根底にあるのです。日本は有償・無償の2億ドル・3億ドルに対してもそれが「補償金」だとは言っていない。「独立祝い金」とか、「経済協力」とかいい、できた協定自体が「請求権及び経済協力に関する協定」ということですから、いったい「請求権」なのか、「経済協力」なのか分からない。日本側からいえば、別に植民地支配は

悪いことではないけれども韓国が独立するので「経済協力」をしましょうという形で出した金だというわけです。韓国側は、いやこれは植民地支配によって受けた諸々の被害に対する「請求権」としてもらったと、こういうわけです。どちらとも取れるような協定になってしまったわけです。そして、そういうことで終わってしまうわけです。

ただし日本側は、「経済協力」だ、「独立祝い金」だといって金を出しながら、法的な条文の上では非常にやはり日本の官僚がきちんとしたなというのは、その2条で韓国の国民あるいは韓国政府自体が日本国あるいは日本の国民に対してもっているすべての請求権は「最終的かつ完全に解決された」という条文が入るわけです。以後、こういう問題はいつさい請求することはできない、との条文が入るわけです。つまり、出した金がどういう趣旨で出したのかは別にしても、協定自体では、この条約の締結によってそういう請求権は二度とは韓国側から持ち出せないという形になっているわけです。ですから、最近の戦後補償の声に対しても日本側は、「日韓条約で終わっているではないか、最終的かつ完全に解決されたとなっているではないか、だからあなた方はそういうふうには権利はない」と、一応答弁するわけです。それが法律的にみて正しいかどうかは後でふれますが、その背景は実は「請求権及び経済協力協定」にあるわけです。そして、たとえば在日韓国人の戦傷病者に対する障害年金でも、厚生省の「帰化をすれば年金を出す」という扱いは、日韓請求権協定以降、変化が生じるわけです。厚生省は日韓請求権協定後は「帰化をしてもだめだ」というふうになるわけです。その考え方の根底には、日韓請求権協定であなた方の請求権はなくなった、解決したのだから、その後には帰化をしてもだめだということがあり、こういう扱いで現在まで至っているわけです。そういう扱いがいいかどうかはまた後でふれますが、要するに考え方としては、あなた方が潜在的にしろもっていた権利も日韓請求権協定で終わったのだから、その後は帰化してもだめなのだという日本政府の論理につながっていくわけです。

国籍による援護法排除の不当性

現在、我々は裁判や厚生大臣に異議申し立てをしているわけですが、この戦傷病者戦没者遺族等援護法に関して言えば、この国籍条項あるいは戸籍条項が憲法14条に定める「法の下での平等」に違反し、戦争によって犠牲を受けた人々に対して補償するという国家補償の精神からいえば、これは国籍によ

って差別をする合理性がないというのが一つの根拠です。そして、特に国籍の変動というのが障害を受けた後に起こってくるわけですから、同じ「日本帝国臣民」として、「日本国民」として戦場に狩りだされて受けた被害に対しては当時日本国籍を有していればいいわけであって、その後国籍がどうなろうとそういうことは関係ないはずなのです。ましてや日本政府は「戸籍法の適用を受けていない」というようなことを言っているわけです。朝鮮人・台湾人は戦前、「大日本帝国臣民」だ「同じ天皇の赤子」だなどと言われ、「日本国籍」をもっているから徴兵にもかけられて戦場に連れていかれたわけですが、その当時でも彼らは戸籍法の適用を受けたことなど一度もないわけですから。植民地支配下、彼らは「朝鮮戸籍令」を適用されていたし、台湾人は台湾戸籍の適用を受けていたわけで、日本の戸籍法の適用は受けていなかったのです。日本の戸籍法の適用を受けていなかった人を日本国籍だ、日本国民だといって戦場に連れていったわけでしょう。そして戦後は日本の戸籍適用を受けていないから補償から排除する。こんなことは全然、理屈にならないではないかと主張しているわけです。まして国家補償といえ、国がなした誤りの行為に対する謝罪、申し訳ないという気持ちで犠牲者に対して補償するということが根底にあるわけですから、植民地支配をしていて異民族を戦争に狩りだした日本としては、違法性の度合いということでは、植民地支配下で異民族を戦争に巻き込んでそれで戦争に連れていったということの違法性の方がはるかに強いわけです。ですから、国家補償ということから言えば、日本国民以上の補償が必要ではないか。にもかかわらず、そういう人々に対して日本国民並みの補償もしないということは、これはいかにも不公平であるという主張が第一点です。

歴史認識の必要と「現状回復」の原則

それからもう一つは、日本の戦後補償のやり方というのは、朝鮮民族あるいは韓民族の独立の歴史的意味をまったく理解していないという歴史認識の問題です。独立の歴史的意味というのは、日本の植民地支配崩壊の歴史的意味ともなるわけですが、これをまったくないがしろにしていることも一つの根拠にしているわけです。これはどういうことかという、いま韓国人あるいは朝鮮人が補償を受けられないのは「国籍がない」ということを条件にされているわけです。しかしその被害を受けた原因は、「日本国籍がある」とされたから受けた被害です。日本の植民地支配によって強要された「日本国籍」

の下で諸々の被害を被ったのです。そして日本政府は朝鮮の独立を認め、「日本の国籍はない、朝鮮人は朝鮮の国籍を回復する」と、サンフランシスコ講和条約の発効とともにしたわけですが、「国籍がない」としたそのやり方が法律的に正しいかどうかという細かな議論は抜きにして、いずれにしろ、朝鮮人あるいは台湾人が日本の国籍を喪失したという日本の措置の根底には、本来「原状回復」という考えがあるのです。つまり、植民地支配が誤っていた、侵略自体が誤っていた、だから植民地支配・侵略をすることによってあなた方に強要した日本国籍はこれ以上強要しない、だからあなた方は元の国籍を回復するのだ、という「原状回復」の考え方でこれを行なったわけです。そうしますと、いったい「原状回復」というのはどういうことか。植民地支配がなければそうであつたであろう状態に国籍を戻すといっても、36年間の植民地支配は歴史的事実としてあつたし、歴史を36年前に遡らせるわけにもいかないわけですから、「原状回復」というのは一体どういうことかということ、やはり形の上での国籍の「原状回復」だけではなくて、36年間にわたる植民地支配によって被った諸々の被害、歪み、そういうものを実質的に回復する措置を取るということではなければいけないわけです。たとえば、戦争に「日本国民」だという形で連れていかれて負傷した人々に対しては、失った生命は二度と取り戻せないし、失った手足は二度と戻ってこないのですから、彼らに対する実質的な「原状回復」というのは最低限、彼らの奪われた生命、あるいは失った手足に対する補償でなければいけないのです。それからやはり、そういうことが間違っていて「すみませんでした」という謝罪がなければいけないはずで、ところが日本政府の行なったことというのは、あなた方は国籍が「原状回復」したのだから、韓国籍、朝鮮籍あるいは中国籍となったあなた方に対してはもう日本国は国としては責任がないというふうなことです。わたしに言わせれば、これは国籍の「原状回復」という名の下での「国家的詐欺」です。実質的原状回復をしないがための「方便」に、あなた方は国籍を回復し独立したのだと言ったのであって、この独立の意味、植民地支配崩壊の意味を認識して、日本の植民地支配によって被った被害を実質的に補償していく、あるいは原状回復していく、という日本の義務を隠蔽するための一つの方便としてしか使わなかったのです。ここに日本の戦後補償の出發の基本的誤りがあるわけです。

実はこの誤りは戦後補償だけではありません。戦後の日本国家の在日朝鮮人・韓国人に対する基本的政策の誤りも実はここにあるのです。この戦傷病者戦没者等の事案は、原状回復との関係では非常に分かりやすい例なので、

よく言われるのですが、在日韓国・朝鮮人にとっても、過去36年間の同化政策で、ことばも使えない、本名も名乗ってはいけなとされていただけですから、民族性というものがほとんど奪われている。そういう人々が植民地支配がなかったらそうであろう本来の民族性を取り戻すためには、韓民族あるいは朝鮮民族として日本の地で生きていくために必要な民族的な諸権利が認められなければならない。これが実は彼らの原状回復の意味であったはずなのです。しかし日本政府はそういうことは戦後一切しない。つまり、あなた方は独立によって朝鮮籍あるいは韓国籍を回復し、それはイコール日本国民ではなくなったということだから、外国人になったのだから差別されて当然だと、こういう形です。そして、差別が嫌だったら帰化しなさい、帰化するときは日本名を名乗りなさい、身も心も日本民族になりなさい、つまり戦前の同化政策とまったく同じことを外国人差別を理由として進めてきたわけです。そういうことと戦後補償をないがしろにしてきたこととは、まったく共通性があるわけです。いま私たちが裁判しているサハリンの補償問題も同じことです。終戦時にだいたい4万3000人の韓国人がサハリンにいたので、(日本人も約30万人ほどいましたが、日本人は日本の地に全部帰ってきました)朝鮮人・韓国人も帰りたがったわけです。しかし全部38度線より南の出身ですから、帰りたかったのですけれども、彼らは帰れない。というのは、北にはすぐ帰れるわけだけれども、北に帰っても38度線より下に行けないわけで、彼らは、自分の故郷に行くためにはいったん日本を経由して韓国に帰してくれ、こういう要求を続けてきたわけです。それに対して日本政府の答弁は、あなた方は独立して韓国の国民になった、日本の国籍がなくなり日本の国民でなくなった以上、あなた方は日本に帰ってくる権利がない、日本国はあなた方を連れ戻す義務がない、ということを戦後一貫して言い続けてきたわけです。これも非常に分かりやすい原状回復の例ですが、彼らにとって原状回復とはいったい何であるのか。それは妻子の待つ故郷に帰ること以外の何物でもないわけです。まさに強制連行によって連れていかれたわけだから、あなた方は国籍を回復したので日本に帰ってくる権利はない、だからもうサハリンに住みなさい、と言われたところで、国籍を原状回復したと言われたところで、彼らの実質的な原状回復は何らされていないのです。彼らの実質的な原状回復はまさに韓国に帰ることだったはずですが、しかし、その韓国に帰るための権利である日本への帰還権というのは、国籍がなくなった、国籍を原状回復したという理由で遮断されてしまったわけです。これも国家的詐欺です。そして、諸々のそういう国家的詐欺による問題が現在、90年代に入っ

政す支る認なと毛然ら句さ七一一

3

之民然5句を七二一　　・　　・　　・

うことはできないという論理が、本国の人とは違って在日韓国人は主張できるわけです。そしてそういう主張をしているわけです。

日韓請求権協定あるいは日韓条約というのは、韓国政府が日本政府と、とにかく有償・無償5億ドルで何の補償もなしに締結してしまったというふうな、よくそういう誤った考えがされているわけですが、そういうことではなくて、この請求権協定の締結後、韓国では法律を作って韓国国内にいる人々に対する補償を、不十分ですが、行なっています。請求権協定は66年1月に発効しますが、66年2月の終りに韓国では「請求権資金の運用および管理に関する法律」というものを作っています。その法律の骨子は、韓国国民が有している1945年8月15日までの日本国に対する民間請求権は、この法律に定める請求権資金の中から補償しなければならないというものです。更に、「全国の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度等の決定に必要な事項は別に法律で定める」とし、この別の法律として1971年に「対日民間請求権申告に関する法律」を作り、その後、1974年に「対日民間請求権補償に関する法律」も作ります。この申告保護によって、1971年5月21日から72年3月までの10ヵ月間、対日民間請求権申告管理事務所および全国30ヵ所の税務署で、日本政府発効の国債・地方債・郵便年金・郵便貯金・日本国内所在の金融機関への預金・生命保険金等の債権など…、これは法律にはもっと細かく書いてありますが、一応そういう権利などをもっている人は申告してくださいということです。それから、日本国により軍人軍属または労務者として召集または徴用され、1945年8月15日以前に死亡した者、要するにわれわれの行なっている強制連行や軍人軍属など、そういう人に対しては死亡者に対してのみ申告すれば補償するという法律を制定して、実際にこれを実施しています。そしてこういう申告を受け付けて、証拠に基づいて審査を行い、1975年7月1日から77年6月30日までの2年間で、約8万3519件に対して総額・91億8769万3000ウォンの補償が支払われています。このうち人命に対する補償は8552件で25億6560万ウォン、ちなみに死者には一人当たり30万ウォンです。こういう韓国国内法上の処理を一旦はしたわけです。これが十分か不十分かは別として、一応こういう処理がなされたということです。しかし、この法律からはいずれも在日韓国人は排除され、対象になっていません。というのは、これは日韓請求権協定を受けたものですから、日韓請求権協定から外されている在日韓国人はこの法律の適用対象にはならず、こういう形でずっときているわけです。

国際人権規約に反する援護法

こういうことが今後の裁判で争われていくわけですが、実は、日本の国内法だけではなくて、これは「国際人権規約」という側面からも問題にされなければならないのです。ご存じのように、日本は79年に国際人権規約を批准し、81年には「難民条約」を批准しました。この国際人権規約批准の79年の時に、日本政府は在日韓国人・朝鮮人に対してどういう措置をしたかという、それまでダメとされていた住宅公団、国民金融公庫あるいは住宅金融公庫の対象者にするということをしたわけです。それから81年の難民条約批准にともなっては、「国民年金法」「児童手当法」「児童扶養手当法」「特別児童手当法」の4法から国籍条項を撤廃しました。これはなぜこういうことをしたかという、と、「社会保障について内外人平等にしなければいけない」という国際的な大きな流れに従ったわけです。そうしますと、これとの関係で問題になるのは、先程来、私が言っている戦争犠牲者援護立法です。日本には13の援護立法があります。すべて国籍条項があるわけですが、この国籍条項が国際人権規約の批准あるいは難民条約の批准によってもいっさい手を付けられていないのです。そのまま国籍条項が残ったわけです。そして、これが実は国際人権規約違反ではないか、あるいは難民条約に違反するのではないかという論議があるわけです。難民条約は難民に対してのみ「同様な扱い」をすればいいというものですから別としても、国際人権規約に反するのではないかという論議が79年以降出てきています。国際人権規約には「A規約」と「B規約」の二つがあり、A規約といわれるのは社会保障等を中心とした権利の保障です。この社会保障ということから言えば、戦傷病者戦没者遺族等援護法をはじめとした13の戦争犠牲者援護立法は「広義の社会保障に入る」というのが日本の総理府の見解です。たとえば国民年金や生活保護という狭い意味の社会保障に当らなくても、広く見れば、原因は戦争によるものとしても結局は社会において生活を困難にするという人に対する保障ですから、社会保障の側面をもっていることは否定できないわけです。ですから広義の社会保障というとらえ方をしているわけですが、それにもかかわらず、日本に戦後一貫して住んでいる同じ居住者である在日韓国人に、この戦争犠牲者援護立法の国籍条項をそのまま適用しているのは明らかにA規約違反ではないかという論理も一つには成り立つわけです。

それともう一つのB規約ですが、これは「市民的・政治的な権利」を規定しており、この中の26条がやはり日本の憲法と同じような「法の下での平等」

というものをうたっているわけです。そして、とくにこの規定との関連においては、1989年に国連人権専門委員会で非常に参考になる見解が採択されています。どういう見解かというと、フランスが国連人権委員会に訴えられた事件なのですが、実はフランスも植民地をたくさん持っていて、旧植民地人を、やはりフランスの軍人として戦場に狩りだした例がたくさんあるわけです。この旧植民地にセネガルという国があり、1960年にフランスから独立します。セネガル人には独立以前にフランス軍の軍人として軍務に服したところのある方がたくさんいるわけです。そういう方々に、セネガル独立後もフランス政府はフランス国籍を持っている軍人と同じ年金を14年間払ってきたわけです。日本と大分違います。日本は最初から払いませんが、フランスはいちおう14年間払ってきたわけです。しかし、14年間たって軍人がどこにどういうふうにして生きているのか、なかなか把握もしづらい、死んでいるのに年金請求がくるなどということをいろいろフランス政府は問題にして、もう14年たったから旧フランス軍人でセネガル国籍を持っている人には年金を減らすという措置を取ったわけです。そして、これがB規約の26条に反するということで、旧フランス軍人のセネガル人約750名が人権規約委員会に申し立てをしたわけです。個人が直接、人権委員会に国を相手にして訴えても裁判にはならないのですが、フランスはこのB規約の「選択議定書」を批准しているので人権委員会の見解を求める申し立てができ、それに基づいてセネガルの軍人が出したわけです。85年ぐらいに出した事件です。それに対して、89年4月に人権専門委員会がフランス政府に対する勧告を行なったのです。その内容は、26条にいう法の下での平等は国籍も含むというものです。外国人だからといって何でもかんでも差別できないということです。つまり、「国籍による差別はだめだ」と書いていなくても、国籍による差別もこの26条でいう「禁止される差別」に当たるということを前提にしています。しかし、この26条でいう差別はおおよそあらゆる差別を禁止するわけではないということです。つまり、「扱いを異にする合理性」があればそれは許されるわけです。だから問題は、ある差別が合理性を有するのか、有しないのかということになります。そして、合理性があるかどうかという判断に入り、フランス国籍を有している軍人とそうでない軍人に対して年金額に差をもうけることに合理性があるのかという判断に対して、これは「何らの合理性がなし」とするわけです。なぜかということ、彼らが年金をもらえる根拠は、フランス国籍を有するとしていた時代に軍務に服したことにあるのであって、軍務に服した後にはいかなる国籍になろうと、そういうものは年金を減らす何らの理由になら

ない、だからフランス国民に対するのと同じだけの年金額を出さなければいけないということです。こういう決定を人権規約委員会が出したのです。この決定に照らしてみれば、日本政府が戦後の旧軍人軍属の「障害者」に対してなしてきた処置は、人権規約に違反することは明白です。こういうことも、我々はいま請求の根拠にしているわけです。

在日同胞運動と戦後補償問題

いま言ったようなことは、だいたい今のすべての訴訟で浮かび上がってくる論点ですが、あまり法律論的な細かなことというよりは、最後に、今この時点で戦後補償の問題をわれわれが取り組んでいく意味は一体どこにあるのだろうか、ということで、私の個人的な見解ですが、若干、述べていきたいと思います。

先ほど私は、我々は日本の戦後認識の誤りを在日韓国・朝鮮人の法的地位の確立ということを通して一貫して主張し続けてきたと言いましたが、これは特に1965年の「日韓法的地位協定」以降、非常に顕著になった流れです。わたしの見るところでは、65年までは非常に政治的な側面に在日同胞社会の関心が注がれてきたのではないかと思います。これは、在日同胞社会を支えてきたのが1世であったということもあって、「本国指向」になるのはどうしても避けられなかったのです。彼らは、国をなくした「亡国の悲哀」を骨の髄から感じてきた人々ですから、日本でいくら差別を受けても我々には祖国があり、我々の祖国をりっぱな祖国にすれば、それは我々の幸福であるという考えを持っていました。仮に北や南に帰れなくても日本の地に「民団」「朝総連」という組織を作って、そういう組織を通じて国家の発展に貢献していくことが我々の生き方だという考え方、非常に荒っぽい言い方かも知れませんが、そういうふうな言い方ができるのではないかと思います。ですから、たえず関心は本国にありますから、本国で「6・25動乱」（朝鮮戦争）が始まると「北を支持するか、南を支持するか」ということが在日同胞社会の主たる関心になっていくわけです。在日同胞が日本の地にあってどう生きるのかということよりは「北を支持するのか、南を支持するのか」になる。それで「代理戦争」のようなものが日本の地で始まるということがあったわけです。「6・25動乱」が終わって、その後、在日朝鮮人にとって関心になったのは「北に帰るべきか、帰らざるべきか」ということです。これを「促進すべきだ」という人と「いや阻止すべきだ」というふうな在日同胞社会、同胞組織が大き

く分かれていくのです。それが60年代前半で終わり、その次に出てきたのが、日韓条約、日韓の国交回復をめぐりこれに「賛成すべきか、反対すべきか」です。朝総連はもちろん、これは「南北分断の固定化を図る」ので大反対、民団は民団で「やらなければならない」、民団の中でも学生たちは「こういう屈辱的な条約は締結しない方がいい」、こういうことでいろいろなことがあったわけです。

しかし65年以降、いったん日韓で法的地位協定ができて、在日同胞の足元を振り返ってみると、一体この法的地位協定というのはどれほどの中身があるのか、日本の植民地支配の責任がどれほど反映されているのか、在日韓国・朝鮮人の民族的権利が一体どれほど反映されているか、ということから見たとき、これはまさに何にもないといっても過言ではないわけです。不十分な法的地位協定でしかなかったわけです。これではいけないということで、いわゆる民族差別と闘って在日同胞の日本国内の権益・権利を獲得し、自らの「個の尊厳」を守っていかなければならない。65年というのは45年の解放時に生まれた人が20歳になり、こういう形でこの頃から2世・3世が中心になって運動が始まります。2世・3世は日本で生まれ、日本でとにかく職に就くしかない。1世の方は最初から、日本の地で日本の企業に就職するなんてことは期待しない。強制連行や底辺労働者として来たという歴史的経緯からいって日本社会からはじかれて当たり前ではないか、われわれは国を失ったのだから、われわれは独立しなければならない、国を作らなければならない、そうしてこそ初めてわれわれの権利・基盤ができる、という考え方だったのです。しかし2世・3世というのは、日本の地に生まれて、どこでどういう生活の手段を得るにしても結局日本社会なりに入っていくしかない、そうになった時に一体われわれの足元はどうなっているのか、ということを考えるわけです。そこから主として就職差別や民族教育などを中心にして、あるいは80年代に入ってから、在日韓国人・朝鮮人を犯罪人扱いするのか、おかしいではないか、という形の指紋押捺撤廃の盛り上がりを作るわけです。それから、日韓の「91年協定」が一応の政治的決着が図られ、いま戦後補償の問題になっているわけです。

一方で、今や在日同胞社会の「世代交代」は2世・3世・4世が90%以上を占めている状況です。そして在日同胞の90%がいまだに「創氏改名時代の名前」を名乗っている、名乗らざるをえないという自己の民族的なアイデンティティを十分に確立しえていない状況があるわけです。こういう時代状況にあって、この間、日本人との結婚も徐々に増えて韓国籍・朝鮮籍の出生者

のか、
り、
に、
い
が
元
あ
国
見
分
、
ら
放
に
に
ん
か
っ
な
っ
う
そ
え
ら
う
食
こ
う
ノ
と
し
て

の数が減り、外国人登録の数が減っているという状況の下で、80年代の指紋押捺撤廃運動に象徴されるように、在日の中に「韓国人として生きたい、朝鮮人として生きたい」という大きな流れがあるわけです。そのような流れとしての指紋押捺撤廃の闘いの延長線上に戦後補償の問題が大きな運動として出てきました。このことは、在日同胞自体が自己の尊厳の確立、自身のアイデンティティーの確立のためにどうしても必要な在日同胞のルーツ、在日韓国・朝鮮人が日本に存在する根拠そのものを問おうとするものなわけです。いったいなぜか。よく強制連行で日本に連れてこられたと言われるわけですが、いったい在日同胞自体がその日韓の歴史ををどれだけ検証しえているのか。在日同胞社会にはそういう強制連行の資料館一つないわけです。民団・朝総連という形で対立するのは一生懸命やってきましたが、在日同胞社会には在日同胞3世・4世・5世に教える自身の歴史教育館一つないということが一体、どういう意味を持っているのか、在日同胞自身も反省しなければならないということです。

もちろん、それは在日同胞自身の力が不足したということばかりでなく、在日同胞自身がそういう状況に置かれざるをえなかった日本社会の「閉鎖性」という客観状況があるわけです。この戦後補償の運動というのは、同時に日本の閉鎖的状況、差別状況を、在日韓国・朝鮮人が日本に住むに至った存在根拠そのものを問うことによって、日本社会に対してもう一度鋭く問い返していく運動でもあるわけです。特にこの日本の閉鎖性は、一つはやはり植民地支配、侵略に対する責任意識、歴史認識がまったくできていないということからくるわけです。在日韓国・朝鮮人がなぜここに住むのかという日韓の歴史は日本の教育制度の中ではまったく教えられておらず、朝鮮に対する植民地支配をしていく過程で日本人に植え付けられた民族差別意識がそのまま温存しているような状況があるわけです。そういう日本人の戦後認識・戦後意識をもう一度問い返していかなければならない。もちろん、在日同胞自身がきちんとした同胞の統一や共通基盤というものを再構成していくことも必要ですが、それはやはり同時に日本社会の閉鎖性と闘うこと、本名も名乗れなくされているような日本社会の閉鎖性と闘っていくことによってです。そのためにも戦後認識の欠如、歴史認識の欠如を問い直していかなければならないのです。

それと同時に、未来に向けていやおうなしに日本の社会は国際化を免れないので、やはり日本の地にあつて在日同胞70万が朝鮮民族、韓民族として生きていくこと自体を、日本の社会は積極的に認知しなければならない。その

積極的に認知すること自体がまさに日本の国際化であり、そのためにはやはりどうしても日本国が歴史を学ぶ、あるいは自らのなした責任を果たすことが必要です。それが結局、在日韓国・朝鮮人が日本の地で日本人と共に生きるということにつながるわけですから、そのための一つの拠点となるような資料館や文化教育センターなどを日本政府や日本の自治体が自らの責任において作っていかねばならない。こういう流れとも戦後補償の問題はつながるのです。つまり、在日韓国・朝鮮人の法的地位を確立する闘争が自らの個の尊厳を確立する闘いであると同時に、それが日本の社会を限りなく開いていくものであり、そうしたことがまさに今や戦後補償の問題で、在日同胞が存在するに至った根拠そのものを問うことによって、日韓の100年の歴史そのものを問うことによってなされているわけです。

この運動は同時に、本国に対しても大きな影響を及ぼすという側面を持っています。日韓の法的地位協定あるいは請求権協定に関して言えば、日本の地で裁判をすることも非常に重要ですが、こういう運動をすること自体が韓国社会あるいは韓国政府に対して、当時の日韓条約とはいったい何であったのか、請求権及び経済協力協定とはいったい何であったのか、ということの反省を再度、追っていくという側面があるわけです。だからまさに、在日同胞が自らの個の尊厳、人間解放、あるいは自らの民族解放のために闘うこと自体が、同時にそれは韓国政府あるいは韓国社会に対して日韓請求権協定や日韓条約とは何であったのかを問う側面を持っているのです。これはまた同時に、現在の日朝国交正常化交渉に対しても影響を及ぼすものです。

日本社会の変化と在日同胞の未来

日韓条約の締結された65年当時の日本の世論と比較して、91年の現在では、国際世論あるいは日本国民の意識は、はるかに本国政府にとって有利になっています。65年当時の論議を一つだけ参考に紹介します。「91年協定」は91年1月に政治決着が図られましたが、なぜ「91年協定」が残ったかという点、65年当時、在日韓国人にどの範囲まで「永住権」を認めるのかという問題があって、韓国政府は、3世・4世・5世と代が継がれれば継がれるほど日本社会との関係が深まるのだから、子々孫々にわたって永住権を認めろと主張したわけです。日本政府は、日韓の特殊な歴史に由来するところの「永住権」というものはかつて「日本国籍」を有したとされた人だけに認めたらそれで十分だ、あなた方が独立して以降に生まれてきた人は一般外国人が取れる「一

般永住権」でよい、それ以上の権利を要求するのであればあなた方は日本に帰化をなささい、というふうな答えをしたのです。その決着として結局、「永住権」は2代まで認めましょう3代目以降は91年までに協議しましょうということになったわけです。では、なぜ日本政府が在日韓国人・朝鮮人の子々孫々にわたっての「永住権」を認めることを嫌がったのかと言え、これは佐藤栄作日本総理の答弁ですが、それを許すと日本国内に朝鮮民族、少数民族問題を残す、朝鮮人が少数民族として日本の社会に住むことになる、これは日本の将来に由々しき禍根を残す、これは日本としては絶対にできないということです。要は、朝鮮人が朝鮮人として、朝鮮の文化をもって、朝鮮の名前を名乗って、朝鮮語を語って日本の地に残ることは日本人にとっては迷惑だ、将来の禍根になる、日本は単一民族、大和民族の国で朝鮮人になど居てほしくない、これが65年当時の日本政府の国会答弁だったのです。実はこれは国会答弁だけでなく、65年当時の日本の世論でもあったのです。日本人個人個人の意識がどうであったかはかることは、そういう世論統計があるわけではないから非常に難しい。しかし日本の世論を代表するといわれるマスコミに、なんと書いてあるのか。65年当時の朝日・毎日・読売・日経・サンケイ各紙の社説を全部見ましたが、朝日新聞がこの時、在日韓国人の法的地位協定に関して3月に2回社説を書いています。この社説で佐藤総理とまったく同じことを言っているのです。つまり、25年経てば植民地支配などは歴史の一事実に過ぎなくなる、そういう時代まで拘束するような条約を結ぶのは非常に無責任だ、彼らが全部日本に住みたいと言うなら帰化すべきだ、彼らが日本に少数民族として残ることは由々しき禍根を残す、これが「朝日」の社説です。2回同じような社説を書いているのです。これが当時の世論だったのです。いちばん良識的と言われる「朝日」がこうですから、その他の新聞がどうであるかということは皆さんの想像にまかせますが、言うなれば、政府もそうだったし、日本の国民意識もそうだったのです。それで法的地位協定も非常に不十分なものになったわけです。しかし91年の現在は、日本政府の考えは別として、少なくともマスコミは、朝鮮人が日本の地で朝鮮文化を維持していくことが日本社会に禍根を残すとは言えなくなっています。80年代の指紋押捺拒否の時の大阪府警の富田外事課長のように、「嫌なら帰ればいいではないか」という論理がまた日本政府の方から出てくるかも知れませんが、日本政府の側でも91年の「日韓覚書」で、在日韓国・朝鮮人が子々孫々にわたって日本の地で永住することを認めています。25年の差でこれだけ変わるわけです。もちろん、91年の「覚書」によって子々孫々にわたって在日

同胞が永住権が認められたという解釈は、悪く解釈すれば、「在日同胞はほとんど同化してしまったから恐くない」という日本の政府のおごりがあるかも知れません。しかし少なくとも、65年当時に「永住権を子々孫々にわたって認めることは日本社会に禍根を残す」と言っていた日本政府が、「子々孫々にわたって永住権を認める」としたことは、日本の社会がそれだけ変わったということです。

こういう我々にとって有利な状況にある時に、はたして北朝鮮がどれだけがんばれるか。きちんとした戦後補償をしなければならないのです。そして、我々の今の運動は、韓国に過去の日韓請求権協定の反省を迫るだけでなく、北朝鮮に対しても問い、求めなければいけない。これから行なおうとする日朝国交回復を65年当時にはなしえなかったもう少しプラスのものにしてほしい。少なくとも植民地支配は「悪」であったということは明記されなければならないし、「補償協定」はそれこそ将来に禍根を残さないような形にしなければならない。国と国との請求権交渉は国と国とで行なうとしても、日本の植民地支配によって被った個々人の被害・損失に対する補償は、国際法の原則に則って被害損失を受けた個々人が日本国政府に対して直接請求できる道を開くべきです。われわれはそれを開く運動をしているわけです。そういう意味を戦後補償の運動は持っているのではないかと思います。

法律論的には非常に難しい問題がいろいろあるわけです。「戦争犠牲者」のどの範囲にどういう補償をするかは「立法裁量の問題」で、国が「政治裁量」で行なえるという日本政府の解釈の問題などです。「戦争被害者」とわれわれは言いますが、「戦争被害者」のすべてが補償を受けているわけではないのです。たとえば「戦争被災者」で補償を受けているのは原爆の被害者だけです。一般の傷痕爆弾で亡くなった人や財産を失った人は何の補償もない。どの範囲でどういう補償をするかは国が裁量で行なっていくのだというのが日本政府の解釈なのです。そういう日本政府の「立法裁量論」、つまり韓国国民に対する補償は日韓請求権資金で韓国政府に任せたとやってくるであろう日本政府の主張に対して法律的にどう反駁していくのかという難しい問題はあるのですが、そういう問題は抜きにして行なわなければならないことは、異民族を植民地支配し異民族に犠牲を加えておいて補償をしないのは、日本の道義、人間としての倫理が許さない、そういう正義をどこまで認めさせることができるのかということであり、やはりこれは、法廷で法律論理を駆使するだけで解決する問題ではありません。広範な国内外の世論を喚起していかなければ、この問題は基本的には解決していかないでしょう。そういう意味で運動が非常に大事だと思います。

—韓国国内新聞の報道より—

“もうこれからは一人じゃない”

インタビュー 元従軍慰安婦の会 “むくげ姉妹会” 沈美子会長

“強制的に日本に引っぱって行かれ、一日に20～30人の日本兵を相手にしなければならないほど踏みにじられて生きてきた私たちが、もうこれからは一人じゃなく姉妹として力強く生きて行こうと会をつくりました。

さる2日発足した元従軍慰安婦の会“むくげ姉妹会”の会長沈美子（71歳・城南住宅）さんは会発足の意義を70歳を越えたハルモニとは思えない元気な声で語った。

むくげ姉妹会は韓国挺身隊問題対策協議会（挺対協）が主催し、ライオンズクラブ135-K地区女性分科委員会の後援で、さる1・2日ソウルで開かれた“元従軍慰安婦ハルモニのための敬老会”に参席した16人でつくった会だ。彼女らの相当数が外部に知られるのを気にして、非公開で敬老会が開かれたため、むくげ姉妹会の発足事実自体が知られるのが遅れた。

会員16名は、昨年8月金学順（70歳・ソウル在住）さんが、従軍慰安婦であったことを初めて公開証言してから挺対協に申告してきた生存者80余人の中で、ソウル居住者をはじめとして京畿道・全羅道・慶尚道・済州島などから上京して来た人たちである。

彼女らは、挺対協研究委員・ライオンズクラブ女性会員20人あまりと共に1泊2日をすごして、自分たちの苦痛に満ちたそして未だにハンがはらせない生活を打ち明け合いながら、自然に会の必要性が提起され、その場で会が作られた。これから生存者すべてに門戸をひろげ、2カ月に1回ずつ会って残った人生を違いに慰め合い、踏みにじられた人権回復のために共に努力することにしたと沈さんは語った。

1945年日本の敗戦後、帰国して隠れるように暮らして来た彼女らがほとんど半世紀ぶりに一堂に会し、涙まじりの声で自分たちが生きて来た話を語り、解決されるようにと切実に願っていることは △月収10万ウォンほどの会員たちが、家賃督促とか部屋を空けろなどと生存を脅かされないように永久賃貸住宅に優先入居できるようにすること △生活保護対象者とする △病院で無料健康診療および治療が受けれるようにすること △会員たちが共に会える場所を用意することなどだと沈さんは明らかにした。

第二次世界大戦期間に日本に強制的に引っ張られて行った軍人・軍属らと共に、日本政府を相手に東京地方裁判所に「公式謝罪及び一人当たり2千万円請求訴訟」を起こした沈さんは、「日本政府は責任ある姿勢で戦後処理にむべきであり、我が国の政府も従軍慰安婦問題解決に積極的に対処せねばならない」と力を込めて語った。彼女は6月1日に開かれるこの訴訟の初公判に参席するため、27日頃出国する予定だ。

ハンギョレ新聞 92年5月8日

挺身隊問題 韓・日政府責任追求

挺対協公聴会「韓日協定元々無効」指摘
賠償請求・真相究明要求 公開書簡採択

日帝植民地時代に軍人・軍属・従軍慰安婦として強制連行された41名の生存者が日本政府を相手に起こした「公式謝罪及び損害賠償請求訴訟」の初公判が6月1日東京で開かれる予定がある中で、韓・日両政府の責任ある姿勢を取るよう要求する公聴会がソウルで開かれた。

韓国挺身隊問題対策協議会（共同代表・尹貞玉など）主催で、22日午後「挺身隊問題と韓・日政府の責任」公聴会で参加者らは、「挺身隊を始め日帝徴用韓人実態と真相究明は被害者個人より、我が国の政府が積極的に行ってこそ成し遂げられるものであり、損害賠償請求訴訟も実効をあげることができる」と口をそろえて語った。

中央大ユイノ名誉教授は「65年に締結された“韓・日協定”8項目のうち第8項の“戦争で犠牲になったものなど”の文言の中に挺身隊が含まれていたのかどうかを政府が確認してくれてこそ挺身隊問題解決の手掛かりがつかめる」と強調した。

太平洋戦争犠牲者遺族会の梁順任常任理事も「韓・日協定は被害当事者らが全く知らない間に韓・日両政府が一方的に合意したものであり、もともと無効」と指摘し、日本政府は△被害者と遺族に謝罪し△国際慣行に従った賠償を実施せねばならないと主張した。梁理事は日本政府を相手に△90年10月29日、会員22名（軍人・軍属・遺族）が起こした“公式謝罪と

賠償支払い義務確認訴訟” △91年12月6日、35名（従軍慰安婦3人を含む軍人・軍属）が起こした“公式謝罪と一人あたり2千万円賠償請求訴訟” △92年4月13日、6名（従軍慰安婦）が起こした“公式謝罪と一人あたり2千万円賠償請求訴訟”などを「民族問題であるにもかかわらず関心を寄せない政府に期待しないで、私たちの力で勝訴するつもりだ」と語った。

挺身隊問題の法律的責任を明らかにした安サンウン弁護士と慶熙大金チャンギョ教授（法学）は △挺身隊問題は国際法上消滅時効が適用されない“戦争犯罪及び人道に関する罪”とみるべきであり △日本政府が挺身隊問題に直接関与した事実を立証する文書が日本・アメリカなどで相次いで発見されているが、賠償など戦後処理に日本政府が最善を尽くすべきであると主張した。また、安弁護士は挺身隊問題は証拠確保が難しいので日本政府が真相を認め、賠償を承諾すべきだと強調した。

公聴会に参加した200余名は公聴会が終わったのち政府に △日本政府を相手に国家間賠償請求を行うこと △挺身隊真相究明作業着手 △日帝徴用被害者生計対策を要求する公開書簡を採択した。

ハンギョレ新聞 92年4月24日

旧日本軍

慰安所に管理規則

米軍作成の資料で判明

【ワシントン4日共同】第二次大戦中、旧日本軍の最高指揮部による空軍駐屯所設置の指示を受け、マニラの前線部隊がどのように駐屯所や駐屯地を運営、管理していたかを具体的に示す資料集の全文が、米軍作成の調査報告書「日本軍の駐屯政策」の中にあることが、国防省の文書で明らか

旧日本軍が上座館から現
地総督府に、休むことなく
与っていた記録が出て、朝
鮮人慰安婦問題をめぐる日
韓両国の補償問題の行方にも
大きな影響を与えそう
だ。

報告書は、米カンザス大
のダラント・グラッドマン名
義教授が保管していた。教
授は終戦の一九四五年から

一年間、占領軍の陸軍学校
として日本に滞在、この報
告書の作成に携わった。

四十五年十一月にまとめら
れた三十六頁の報告書のう
ち、慰安所については何等
も巻の二十九が割かれて
いる。

報告書によると、管理規
則はマニラ方面連隊長のオ
オニシ（音読）中佐が四三

年 には、1995年9月25日、
 二の公設校では、新設校
 規則と題する小冊子。
 一般規則、活動規則など、
 六章から成り、其活動の
 認可や普通運動の部と、日
 祝、司書の部、音楽部、
 運動部の休日種目、普通部
 の責任持校が部部々と、部
 記述している。

特別クラスの設備も原則として、そこでは責任持校の許可があれば少女も慰安婦として雇うことができた。報告書にはこのほかタクロバン、ブラウエン（いずれもラウリエン）、ラバウル（ババアニューギニア）、スマタスインドネシアと、上級の従軍慰安所の実態を補填するための証言で紹介している。慰安婦の多くは朝鮮人と日本人だが、中国人やスマトラなど現地女性も含まれている。

報告書付表には、在マニラ

の慰安所に関する警察の検察報告（四四年二月）もあり、娯楽者は利益ばかりを追求、慰安所の福利厚生には関心を払わないと指摘している。この報告によると、市内二十カ所の慰安所で計千八百八十三人の慰安婦が働き、うち六十九人が病気と診断されている。

また、米軍トロリアン・ド諸島で米軍捕虜になった日本軍高射砲隊員五千人のうちの一人は、尋問に対し「軍は慰安所を設置したが約二三人の将兵当たり慰安

「おはたつた一人、将校が利用できなかった」と述べていた。

グラント・グッドマン米カンザス大名誉教授の話。従軍慰安所、慰安婦問題で日本が大騒ぎしているのを新聞で読み、非常に驚いている。米海軍機関にいたわれわれはすべて知っている。報告書を見ると、車は慰安所管理で本当に細かに指示を出しており、慰安所管理の面でも日本人は組織化され秩序立っていることが分かる。

料金・派遣も軍関与

2 · 7

慰安婦問題「統制」示す資料発見

政府が調査を進めている日中、太平洋戦争中の「朝鮮人従軍慰安婦」関係資料の中で、慰安所の料金を定めたり、慰安婦の派遣まで旧日本軍がかかわっていたことを示す資料が、防衛庁の防衛研究所図書館に多数保管されていたことが六日、明らかになった。これまで政府が認めていた軍の「関与」以上に、軍が主体となつて慰安所や慰安婦を統制していたことがわかる。中国人の慰安婦も数輩にわたつたことがわかる。政府はこれらの資料を四月までに韓国政府に提供する方針だといつてゐる。

今回新たに見つかった資料は計四十七点。伊東秀子代議士（社会）が、これらの資料をもとに、愛国青年委員会が政府側を追及していく。

一九四四年五月に中国南部の貴陽城が定めた「軍人俱樂部（クラブ）利用規定」の中で、「男、軍人俱樂部」を慰安所とし、部隊副官が職務を統括、監督、指導するとしている。また、部隊の主計官が経理業務を担当、利用料金、営繕費を定めている。

また、フィリピン軍政監督の出張所が憲兵分隊に送付した四十二年十一月の資料では、慰安婦の散歩時間

が一年前八月ヨリ午前十時マデと定められ、散歩区域まで地図で示されていた。

四三年一月、南京の第十五師團軍医部が作成した「衛生要務精要」には、軍医による慰問施設等の状況が記され、南京など西地方の約九百四十人を検診したことが一覽表になっている。日本人、朝鮮人、中国人などに人数が記入され、中国人も慰安婦に類し出されてゐたことが示されている。

台湾軍司令官が陸軍大臣にあてた電報（四二年三月）は、東南アジア方面の陸軍を統括する南方總軍

陸軍省副官名で送付された「支那軍事要略」秘録ヨリ秘録(一)タル軍記製作対策(一四〇)年九月には、「駐安撫使に關し、國到なる考據を払い親役(さつぱつ)なる感情及び劣情を緩和抑制すること」(原文は俗字・カタカナ書き)とある。また、駐安撫所設置は、兵士の士氣、軍紀の維持などに大きく影響する、なういふことである。

朝日新聞

「朝鮮半島」「中」「台」「比」……

政府調查

資料70件 軍関与裏付け

形勢が如何に激しく動いてゐるかを、調査の途中から一
目瞭然と見ることが出来た。要するに調査員は七作に
及び、旧日本軍の残兵が交戦の動向になつたが、
朝鮮軍も朝鮮半島、中国やフィリピンなど遠くシア
ム、東南アジアまで入つてゐたと被疑されてゐた。
調査は戦線の九州件動向に連なる組織上、戦線
の背後は五月に過ぎ、調査員は三つ、今晩、監
視部隊で静かにゐた。調査員は三つになつた。
とて、政府は朝鮮問題への決定的な見解を、三つ
つた。

(二) 三つに調査員

(N, 中国工商银行)

今回の調査は昨年十二月、福岡などの調査以来、初めてである。一軍がその時期にとり関係していたか内閣内政調査部について訪ね、真野と天宮岸に接する「野村と野村」に接する資料を探していた。この結果、十日までに明治三十九代、文藝一七の資料が調査された。切

[illegible]

北海道新聞 3・30

「軍事貯金」の
引き出し請求

元朝使節・韓國文臣
太田能武・朝鮮文臣
からたまたまでヒルマ（ミ
ヤンマー）に連れ出され、
日本軍の定置艇に乗せら
れたという韓国文臣、又
三溪さん（ミ）太田用一が
三十日午、山口県の下関
商船会を訪れ、戦時中擧げ
ていたという「軍事郵便貯
金」の引き出しを申し入れ
た。

同商船会は「昭和四十一年
の日韓請求権・経済協力法
会が専ら軍人・軍属に利用
されていたと考えていたた
けに、困難である。

又、さんには東京女子の名称
で貯金していたというが、
軍事郵便貯金の原簿に女性の
名称が存在する場合、定
置艇乗船の可能性もあり、
駐米公使館の査察を求める
用意からの場合は原簿公表
を求める事が強まりそう
だ。

6. 山崎實・藤田隆雄

元慰安婦が補償求め提訴

新東京に6載に

大戦中の一朝鮮人従軍慰
安婦や軍人・軍属ら、韓
国の三十五人が日本政府を
相手取り、恒民施設配給と戦
争で被った犠牲の補償として
約七億円の支払いを求める

新たに提議したのは文
五珠（ムン・オクジ）さん
と、沈美子（シム・ミ
キ）さん、徐成河（ソ・セ
ハ）さんらだ。

昨まにすると、大臣に往
んでいた文さんは一九四二
年、開港知りの奥

「種か国のお食事で
もうかる」と誘われ
マ（当時）と誘われ
兵から初めて慰安婦
ことを知らされた。

また、沈さんは四〇年、日本の終を告げなかつたという理由で警察から拷問を受け、殺絶して、その間に福岡県の大宰府に連れて来られた。金も受け取らずに一匹の黒猫を飼った。この黒猫は、

今回の報告書には「反日曲の『愚歌』」といった理由で、大宰府に連れて来られた女性が自立し、「日本の政治経済の構造が、より

日本政府に要望書

女性国会議員にも陳情

朝鮮人軍政受給問題に
対する日本政府の訓解と補
償を求める市民運動を展開
して「朝鮮人軍政受給
問題を考える会」（大蔵
市、朴聖雄子代表）のメン
バー三十七人が先月三十一
日、国会会堂を訪れ、同問
題の早期解決を求める要綱
書と署名簿を提出すること
も、全女性議員を有請し
て陳情を行った。

この日は、内閣官房内閣
外政審議室を訪れ、宮沢首
相宛てに公式訓解や慰養費
建立を請求した六項目の要綱
書を出し、さらに全国から
集めた三万四千五百五十一
人の署名簿を渡し、政府の
要請をたした。

考える会の朴代表は、
「全国から寄せられた日本人
や在日一人ひとりの声を
反映した署名を政府に提出
できたことは大きな成果、
世論を喚起し、さらに運動

東洋經濟新聞 4

を盛り上げていきたい」と話している。

なごメンバーたちは、東京の教習所内でサマルソリ演習を行ないながらシラを配布し、道行く人々に慰安婦問題を訴えた。

66

日本に調査団派遣を

従軍慰安婦問題
NGOが国連に要請

国連人権委

【ジュネーブ5日伊藤芳明】ジュネーブで開催中の国連人権委員会の収容問題作業部会で、米ロサンゼルスに本部を置く非政府組織(NGO)「国際教育開発」(IED)代表は五日、旧日本軍が関与した従軍慰安婦問題を発言し、日本にIED代表として日本から参加した戸塚信朝弁護士は旧

日本軍による朝鮮人慰安婦の実態を詳しく紹介。日本が一九三三年に批准し、女性の強制労働を禁じた「強制労働条約」に明らかに違反した行為であるとして、日本政府を追及した。そのうえで国連が一九五〇年にナチス・ドイツの強制収容所の生き残り女性への補償問題解決に關与した事例を引いて、慰安婦問題は第二次大戦中の人権侵害ではあるが国連として対応すべきであると訴え、事実調査の必要性を強調した。

日本政府代表は特に発言を求め、「高麗軍が助けた際に、慰安婦問題について深く遺憾の意を表明し、日本国民も同じ気持ちである」と説明。補償問題は裁判中であるとしてコメントを控えた。

従軍慰安婦問題では、今年二月に日本と韓国の民間団体が共同で国連人権委員会に非公開審理を要請する申し立て書を提出、国連でも関心を集めていた。

IEDの告発は、従軍慰安婦問題を「人権侵害」の事例として位置付けた。この問題が国際的なテーブルに上ったことで各国から日本政府に非難が集中する恐れもある。

「慰安婦裁判」の弁護団の一人、福島瑞穂・弁護士は「慰安婦問題は世界共通の収容問題として国連で取り上げられたことは大きい。日本政府は外圧に弱いので、慰安婦問題のみならず、日本の侵略戦争の犠牲になったアジア諸国の戦後補償問題解決の突破口にならざる可能性がある」と題している。

「従軍慰安婦」国連が調査へ

5・14

事務総長に情報提供要求

人権委作業部会

【ジュネーブ5日伊藤芳明】ジュネーブで開催中の国連人権委員会の現代奴隷問題作業部会は十三日、従軍慰安婦問題について「特別報告官」に情報提供を求め、旧日本軍の従軍慰安婦をめぐり国連事務総長に求める報告を採択して閉会した。報告は日本を名指しするとは明かされず、作業部会のクセンティ議長代理は「旧日本軍の従軍慰安婦問題は当然含まれる」と訴

最終報告書は「戦時下において強制的に売春に従事させられた女性」との表現で従軍慰安婦問題に言及。「作業部会に報告された被害者の補償や謝罪回復などについていかなかった「強制労働」

「被害者への補償問題」を新たに提示、従軍慰安婦問題に継続的に取り組む意向を表明した。

「特別報告官」は朝鮮戦争後のイラクの人権侵害状況など特定事例の調査に任命される。

閉会後、毎日新聞の取材に応じたクセンティ議長代理は「慣例として、特定の国名は挙げない。しかし旧日本軍の従軍慰安婦問題は当然、最終報告に含まれていく」と語った。

旧日本軍の従軍慰安婦問題は今年二月に、日本と韓国の民間団体が共同で国連人権委に非公開審理を申請する申し立てを提出。九日から開かれていた作業部会でも、米国の非政府組織「国際教育開発」(IED)代表が事実調査に乗り出すよう促していた。

現代奴隷問題作業部会は国連人権委の中の「差別防止及び少数者保護小委員会」の下に設置されており、この日の報告書は小委員会に提出される。

「朝鮮半島」「中」「台」「比」...

政府
調査

慰安婦
問題

日本政府に要望書

情報コーナー

教えてください！

ハッキリ会では強制連行、朝鮮人軍人・軍属、軍隊慰安婦、戦死通報に関する様々な情報を募っています。情報をお持ちの方、ぜひハッキリ会にご一報下さい。

〒150 東京都渋谷区渋谷2-5-9
パル青山ビル301 寒灯舎気付
TEL 03-5466-0692 FAX 03-5466-0786

お願いします！

ハッキリ会では「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件」裁判の為に裁判基金を設けています。多くの方々の力強い協力、支援カンパをお願いします。

第一勧業銀行青山支店（支店№049）
普通口座 178183
郵便振替口座 東京1-551701
共に「日本の戦後責任をハッキリさせる会」

取り扱っています！

朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会では次の資料集、ビデオを取り扱っています。学習資料等、ご活用下さい。

★「朝鮮人従軍慰安婦問題資料集Ⅰ」B5版48頁 300円

★「朝鮮人従軍慰安婦問題資料集Ⅱ」B5版60頁 500円

共に朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会 発行

★「沈黙の恨」（40分） KBS放送制作

★「甞（く）の女」（50分） MBS放送制作

3・28アピール

私たちは今日、ここに「朝鮮人従軍慰安婦問題を早期解決する」という固い決意をもって集いました。

早期解決を求める韓日民衆の声が高まる中、その事実を隠蔽し無責任な態度をとり続けてきた日本政府も、元従軍慰安婦の証言、日本軍の関与を示す資料証拠の続出など、歴史の真実を前にして今年1月17日、ついに公式謝罪を余儀なくされました。

しかし「補償については65年の韓日条約で解決済み」として全く触れられておらず、具体的内容のない言葉だけの謝罪でしかありません。

朝鮮人従軍慰安婦の「声なき叫び」を自らの叫びにかえ「沈黙の恨」をはらすその日まで努力を積み重ねることを確認し合った昨年8月24日。

この間、私たちは朝鮮人従軍慰安婦問題を解決するため、活動を通して、生活を通して、反差別の意識を通して、それぞれの立場で取り組み続けてきました。

しかし私たちは、あまりにも長い間「忘れることが思いやり」と歴史の真実に触れることなく、朝鮮人従軍慰安婦の存在を黙殺し続けました。そして昨年の10月、沖縄のベ・ボンギハルモニは日本の謝罪の言葉を聞くことなく、亡くなってしまいました。

これまでの歴史の中でも、恨を胸深く閉じこめたまま亡くなった女性たちの数は計り知れず、もはやこれ以上解決の日を遅らせることはできません。

朝鮮人従軍慰安婦問題を含む「戦後処理」問題は、日本の「戦後」のあり方そのものが問われる問題であり、植民地支配の清算をするどころか、朝鮮半島の分断に手を貸してきた日本、経済大国化しアジアの国々を経済侵略し続ける日本、軍事大国化し海外派兵しようとしている日本の平和と民主、人権意識が問われる問題です。

さらには、性暴力が横行し、アジアの女の性を蹂躪している現代社会に対する警鐘です。女の性を男の従属物とする性差別意識と社会構造から生み出された従軍慰安婦政策は、現在も再生産され続け、私たちを縛り続けています。

朝鮮人従軍慰安婦問題は国連人権委員会という国際的な場で明らかにされようとしています。そして金学順さんに続いて100人あまりの方々の存在が確認されており、また未だ名乗り出られていない多くの女性たちは、私たちを注視しており、今ほど日本で生きる私たちの良心と生き方が問われている時はありません。

私たちは、朝鮮人女性として、男性として、また日本人として、それぞれの立場でこの問題を自分自身のものとしてとらえ、昨年11月から6項目の早期実現を求めて署名運動を展開してきました。事実を認め、謝罪し、真相を究明し、慰霊碑を建て、具体的補償をし、歴史教育のなかで伝え続けることを求めた署名運動を通し、私たちは共に闘える多くの友人たちと出会い、大きな励みを実感できました。この友人たちと今日ここに集い、朝鮮人従軍慰安婦の存在を心に刻み、今を生きる私たちの責任として、侵略戦争と民族支配、そして性支配の犠牲となった女性たちが、その軀から解放放たれる日まで努力を続けることを、再びここに誓います。

1992年3月28日

朝鮮人従軍慰安婦問題の早期解決を求める集い 参加者一同

朝鮮人従軍慰安婦問題資料集Ⅲ

～補償を求める裁判闘争支援のために～

発行日	1992年6月1日	を考へる会
発行先	朝鮮人従軍慰安婦問題	
連絡先	☎553 大阪市福島区大開4-3-2-305	
TEL/FAX	06-461-5325	
郵便振替	大阪5-317032	
領	500円	

(この資料集の収益は全額裁判カンパとします)